

特116
570



始



特116

570

卷之五 不例類集

~~116~~
~~570~~

4行 116
570

例言

一本集ハ日本赤十字社創業以來發表ニ係ル規則ハ勿論例規トナルヘ
キ通牒並新案ニ關係ヲ有スル事項ヲ網羅シ之ヲ章節ニ分類シ當事
者事務取扱上ノ便ニ供センカ爲編纂シタルモノナリ

一 例規毎ニ制定、改正又ハ通牒ノ年月日及番號ヲ記シテ其
示セリ

一 檢索上ノ便ヲ計リ總目次及各章目次ヲ附セリ

一 本集ハ追加篇ヲ發行シ例規ノ改廢及追加ヲ補正スルモノ

大正八年八月

編者 謹



第一章

條約規約條例

Faint, illegible text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side. The text is arranged in vertical columns within a rectangular border.



現行 日本赤十字社例規類集總目次

○第一章 條約 規約 條例……………一

◎第一節 條約

◎第二節 規約

◎第三節 條例

○第二章 通規……………二

◎第一節 定款

◎第二節 本部

◎第三節 支部

◎第四節 朝鮮本部其他委員部

○第三章 職員囑解 任免……………三

◎第一節 囑解

◎第二節 任免

○第四章 社員……………四

◎第一節 入社

- ◎第二節 社員章 記章
- ◎第三節 表彰
- ◎第四節 弔慰

○第五章 救護……………五

- ◎第一節 戰時救護
- ◎第二節 災害救護
- ◎第三節 結核豫防撲滅事業

○第六章 救護員……………六

- ◎第一節 養成
- ◎第二節 任用
- ◎第三節 召集
- ◎第四節 規律 懲戒
- ◎第五節 服制

○第七章 救護材料……………七

- ◎第一節 準備 保管
- ◎第二節 定數 樣式

○第八章 病院……………八

- ◎第一節 本部
- ◎第二節 支部
- ◎第三節 報告

○第九章 會計……………九

- ◎第一節 計理
- ◎第二節 諸給與
- ◎第三節 救護員給與
- ◎第四節 年釀金 寄附金
- ◎第五節 營繕
- ◎第六節 物品
- ◎第七節 土地建物

○第十章 雜則……………一〇

○第十一章 篤志看護婦人會……………一一

總目次終

現行 日本赤十字社例規類集第一章目次

○第一章 條約 規約 條例

◎第一節 條約

●赤十字條約……………	一
●病院船ニ關スル條約……………	二一
●陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約……………	二七
●「ジュネヅア」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約……………	五三
◎第二節 規約	
●赤十字規約……………	七五
●萬國赤十字總會規則……………	七七
●マラー、フエオドロヅナ基金規則……………	八一
●萬國赤十字展覽會ニ關スル決議……………	八五
●アウグスタ基金規則……………	八七
◎第三節 條例	
●日本赤十字社條例……………	九一
●日本赤十字社條例施行期日ノ件……………	九三

○第一章 條約 規約 條例

◎第一節 條 約

●赤十字條約

明治四十一年六月十一日
條約 第一號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ瑞西國「ジエネヴァ」ニ於テ帝國全權委員ノ記名調印シタル戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約

獨逸國普魯西國皇帝陛下、亞爾然丁共和國大統領、埃地利國「ボヘミヤ」國洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、勃爾牙利國公殿下、智利國大統領、清國皇帝陛下、公果獨立國主權者タル白耳義國皇帝陛下、韓國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、伯刺西爾合衆國大統領、墨西哥合衆國大統領、佛蘭西共和國大統領、大不列顛及愛蘭聯合王國兼印度國皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、「ホンデラス」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公「ナッソー」公殿下、「モンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、「ウルゲー」共和國大統領ハ共ニ其ノ力ノ及フ限リ戰爭ニ避クヘカラサル慘害ヲ輕減セムコトヲ冀望シ此ノ目的ヲ以テ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關シ千八百六十四年八月二十二日「ジエネヴァ」ニ於テ約定シタル條約ヲ完成補修セムト欲シ之カ爲新條約ヲ締結スルコトニ決定シ各左ノ全權委員ヲ任

命セリ

獨逸國普魯西國皇帝陛下

瑞西國駐劄特命全權公使侍從「コンセイエー、アンチーム、アクチュエル」アド、ビユーロー
陸軍少將男爵ド、マントイフェル
衛生監陸軍軍醫監ドクトル、ウキラレ(少將相當)

「ボン」大學法學教授「コンセイエー、アンチーム、ド、ジュスチス」、「サンデック、ド、ラ、クローンヌ」、
「ドクトル」ワオルン

亞爾然丁共和國大統領

瑞西國駐劄特命全權公使エンリク、ペー、モレノ

瑞西國駐在總領事モリナ、サラス

塊地利國「ボヘミヤ」國洪牙利國皇帝陛下

瑞西國駐劄特命全權公使「コンセイエー、アンチーム、アクチュエル」男爵ハイドレル、ド、エグレ
グ、エ、シルゲンスタイン

白耳義國皇帝陛下

陸軍第四管區參謀長參謀大佐伯爵ド、ツェルクラユス

勃爾牙利國公殿下

衛生事務局長「ドクトル」、マリソ、ルウセフ

參謀大尉ボリス、シルマノフ

智利共和國大統領

特命全權公使アグスチン、エドワーズ

清國皇帝陛下

和蘭國駐劄特命全權公使陸徵祥

公果獨立國主權者タル白耳義國皇帝陛下

白耳義國陸軍第四管區參謀長參謀大佐伯爵ド、ツェルクラユス

韓國皇帝陛下

白耳義國駐劄日本特命全權公使加藤恒忠

丁抹國皇帝陛下

陸軍衛生團長軍醫監ラウブ

西班牙國皇帝陛下

辨理公使「コント、ド、バゲール」シルヴァリオ、ド、バゲール、キ、コルシ

亞米利加合衆國大統領

元亞米利加合衆國陸軍次官ウキルリアム、カリ、サンガー

海軍兵學校長海軍少將チャーレス、エス、スベリー

陸軍檢察總官陸軍少將ジョージ、ビー、デヴィス

陸軍軍醫監ロバート、エム、オーレリー

伯刺西爾合衆國大統領

瑞西國駐劄代理公使「ドクトル」カルロス、レングルーベル、クロッフ

在瑞西國伯刺西爾國公使館附武官陸軍工兵大佐ロベルト、トロムボウスキ、レイタオ、ダルメイ
ダ

墨西哥合衆國大統領

陸軍少將ホセ、マリア、ペレフ

佛蘭西共和國大統領

瑞西國駐荷特命全權大使レグナール

佛蘭西國駐荷特命全權公使、外務省法律顧問、巴里法科大學教授ルイー、ルノール

豫備砲兵大佐オリグキエー

陸軍二等軍醫正ボーゼ

大不列顛及愛爾蘭聯合王國兼印度國皇帝陛下

陸軍少將「ナイト、コムマンダー、オフ、セント、マイケル、エンド、セント、ジョージ」、「ナイト、コムマンダー、オフ、インヂヤン、エムバイヤ」、「コムバニオン、オフ、ゼ、バース」、「サー」ジョン、チャーレス、アルダー

「キングス、カウシシル」、「ドクター、オフ、シヴル、ロー」、教授トーマス、アースキン、ヘルランド

「コムバニオン、オフ、ゼ、バース」、「サー」ジョン、ファルレー

陸軍中佐「コムバニオン、オフ、ゼ、オーダー、オフ、セント、マイケル、エンド、セント、ジョージ」、「ローヤル、アーミー、メヂカル、コーア」ウエルリアム、グラント、マクファーンソン

希臘國皇帝陛下

「ベルヌ」大學國際法教授ミシエル、ケベッジー

「グワテマラ」共和國大統領

佛蘭西國駐荷代理公使マヌエル、アロヨ

「ジエネヴァ」居住「ベルヌ」駐在總領事アンリ、ヴスワルド

「ホンデラス」共和國大統領

「ベルヌ」駐在總領事オスカル、ホエベル

伊太利國皇帝陛下

陸軍大佐「グラン、オッフキシエー、ド、ロルドル、ロワイヤル、デ、ナン、モリス、エ、ラザール」侯爵

ロジエル、マウリジ、デ、カステル、マウリジ

陸軍衛生監衛生部少將「コムマンドゥール、ド、ロルドル、ロワイヤル、ド、ラ、クローヌヌ、デタリー」

デオアゲンニ、ランドネ

日本國皇帝陛下

白耳義國駐荷特命全權公使加藤恒忠

盧森堡國大公「ナッソー」公殿下

白耳義國陸軍第四管區參謀長參謀大佐伯爵ド、フェルクラエス

「モンテネグロ」國公殿下

露西亞國駐荷瑞西國特命全權公使エ、オデニー

瑞西聯邦陸軍軍醫大佐ミニールセフト

諾威國皇帝陛下

陸軍衛生部大尉ダーエ

和蘭國皇帝陛下

參事院議官退職陸軍中將「ヨンクヘール」ヨット、チエー、チエー、デン、ベール、ポール、チュゲール

陸軍一等軍醫長大佐アー、アー、ヨフト、クワンイエル

秘露共和國大統領
在佛蘭西國秘露國公使館一等書記官グスタ、ヴオ、デ、ラ、フエンテ

波斯國皇帝陛下

佛蘭西國駐劄特命全權公使サマド、カン、モムタツ、オス、サルタネー

葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下

瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、ドリヴェイラ

前衆議院議員「リスボンヌ」陸軍兵學校長陸軍歩兵大佐ホセ、ニコラウ、ラボソ、ポテルキ

羅馬尼亞國皇帝陛下

豫備陸軍大佐「ドクトル」サヘ、ステファネスコ

全露西亞國皇帝陛下

外務省常任顧問官「コンセイエイ、ブリヴェー」ド、マルチンス

塞爾比亞國皇帝陛下

司法書記官長ミラン、セント、マルコウキッチ

陸軍省衛生部長陸軍大佐「ドクトル」、ソンドルマイエル

暹羅國皇帝陛下

佛蘭西國駐劄代理公使フランス、チャルーン

在佛蘭西國公使館參事官コラヂオーニ、ドレリー

瑞典國皇帝陛下

陸軍第二師團軍醫長セーレンセン

瑞西聯邦政府

露西亞國駐劄特命全權公使エ、オヂエー

瑞西聯邦陸軍軍醫長大佐ミュールセツト

「ウルグー」共和國大統領

佛蘭西國駐劄代理公使アレキサンドル、ヘロサ

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一章 傷者及病者

第一條 軍人及公務上軍隊ニ附屬スル其ノ他ノ人員ニシテ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル者ハ國籍ノ如何

ヲ問ハス之ヲ其ノ權内ニ收容シタル交戦者ニ於テ尊重看護スヘキモノトス

但シ病者及傷者ヲ敵ニ遺棄スルノ已ムヲ得サルニ至リタル交戦者ハ軍事上ノ狀況ノ許ス限リ其ノ

看護ヲ幫助セシムカ爲衛生部員及衛生材料ノ一部ヲ病者傷者ト共ニ遺留スヘシ

第二條 交戦者一方ノ傷者又ハ病者ニシテ他ノ交戦者ノ權内ニ陥リタル者ハ前條ニ依リテ看護ヲ享ク

ルノ外俘虜ト爲リ俘虜ニ關スル國際公法ノ一般規則ヲ適用セラルルモノトス

但シ交戦者ハ俘虜タル傷者病者ニ關シ有益ト認ムヘキ特例又ハ殊遇ノ條項ヲ相互ニ協定スルノ自

由ヲ有シ殊ニ左ノ事項ニ付協定ヲ爲スノ權能ヲ有ス

一 戦闘後戰場ニ遺棄セラレタル傷者ヲ互ニ引渡スコト

一 交戦者カ俘虜トシテ抑留シ置クヲ欲セサル傷者又ハ病者ヲ輸送ニ堪フルニ至リタル後又ハ全

治後其ノ本國ニ送還スルコト

一 中立國ノ承諾ヲ得タル上戰爭ノ終了迄留置スル條件ヲ以テ對戰國ノ傷者又ハ病者ヲ同中立國

ニ引渡スコト

第三條 各戦闘後戰場ノ占領者ハ傷者ヲ搜索シ且掠奪及虐待ニ對シ傷者及死者ヲ保護スルノ措置ヲ執

ルヘシ

右占領者ハ死者ノ埋葬又ハ火葬カ其ノ死體ヲ綿密ニ検査シタル上ニテ行ハルルコトニ注意スヘシ

第四條 各交戦者ハ死者ニ付發見シタル軍隊ノ認識票又ハ身分ヲ證明スヘキ記號及集收シタル傷者又ハ病者ノ人名簿ヲ成ルヘク速ニ其ノ本國官憲又ハ所屬陸軍官憲ニ送付スヘシ

交戦者ハ互ニ其ノ權内ニ在ル傷者及病者ノ留置、移動並入院及死亡ニ關スルコトヲ知照スヘク又戰場ニ於テ發見セラレ或ハ衛生上ノ固定營造物及移動機關内ニテ死亡シタル傷者又ハ病者ノ遺留ニ係ル一切ノ私用品、有價物、書狀等ヲ利害關係者ニ其ノ所屬國官憲ヲシテ傳送セシムル爲集收スヘシ

第五條 陸軍官憲ハ住民ノ慈惠心ニ訴ヘ之ニ應シタル者ニハ特別ノ保護及一定ノ特典ヲ與ヘ其ノ監督ノ下ニ兩軍ノ傷者病者ヲ收容看護セシムルコトヲ得ヘシ

第二章 衛生上ノ移動機關及固定營造物
第六條 衛生上ノ移動機關(即チ戰地軍隊ニ隨伴スヘキモノ)及衛生勤務ノ固定營造物ハ兩交戦者ニ於テ之ヲ尊重保護スヘシ

第七條 衛生上ノ移動機關及固定營造物カ害敵行爲ノ爲ニ使用セラルトキハ其ノ保護ヲ失フヘシ
第八條 左記ノ事項ハ衛生上ノ移動機關又ハ固定營造物カ第六條ニ依リ保障セラレタル保護ヲ喪失スヘキ性質ノモノト見做サス

第一 移動機關又ハ固定營造物ノ人員カ武裝シ其ノ武器ヲ自己又ハ傷者病者ノ防衛ノ爲ニ使用スルノ事實
第二 武裝看護人ノ在ラサルニ當リ正式ノ命令ヲ攜帶スル步哨又ハ衛兵ヲシテ移動機關又ハ固定營造物ヲ守衛セシムルノ事實

第三 傷者ヨリ取上タルモ未タ所轄部署ニ引渡サレサル武器及藥筒カ移動機關又ハ固定營造物内ニ發見セラレタルノ事實
第三章 人員

第九條 傷者及病者ノ收容、輸送及治療並衛生上ノ移動機關及固定營造物ノ事務ニ專ラ従事スル人員軍隊附屬ノ教法者ハ如何ナル場合ニ於テモ尊重保護セラレヘク敵手ニ陥リタルトキト雖俘虜トシテ取扱ハルルコトナカルヘシ

前項ノ規定ハ第八條第二號ノ場合ニ於テ衛生上ノ移動機關及固定營造物ノ守衛人員ニモ之ヲ適用ス
第十條 本國政府カ適法ニ認可シタル篤志救恤協會ノ人員ニシテ軍隊衛生上ノ移動機關及固定營造物ニ使用セラレルモノハ前條ニ掲ケタル人員ト同一ニ見做サルヘシ但シ該人員ハ陸軍ノ法律規則ニ服從スヘキモノトス

各國ハ其ノ責任ノ下ニ在リテ軍隊ノ衛生勤務ニ幫助ヲ與フルコトヲ許可シタル協會ノ名稱ヲ平時ヨリ又ハ戰爭開始ノ際若ハ戰爭中何レノ場合ニモ之ヲ有効ニ使用スルニ先チ他ノ一方ノ國ニ通告スルヲ要ス

第十一條 中立國ニ於テ認可セラレタル協會ハ豫メ其ノ國政府ノ承認ヲ得タル上當該交戦者ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ人員及衛生上ノ移動機關ヲシテ同交戦者ニ幫助ヲ與ヘシムルコトヲ得ス
右救護ヲ承諾シタル交戦者ハ其ノ使用ニ先チ之ヲ敵國ニ通告スヘシ

第十二條 第九條、第十條及第十一條ニ掲ケタル人員ハ敵ノ權内ニ陥リタル後モ其ノ指揮ノ下ニ在リテ引續キ各自ノ職務ヲ執行スヘシ前項人員ノ幫助カ既ニ必要ナキニ至リタルトキハ軍事上ノ必要ト相容ルル時期及通路ニ從ヒ之ヲ所屬軍隊又ハ其ノ本國ニ送還スヘシ右人員ハ各自ノ私有ニ屬スル被服、器具、武器及馬匹ヲ持去ルヲ得ヘシ

第十三條 敵國ハ第九條ニ掲ケタル人員カ其ノ權内ニ在ル間自國軍隊ノ同一等級ノ者ニ給與スルト同額ノ給養及俸給ヲ之ニ支給スヘシ

第四章 材料

第一章 條約 規約 條例 第一節 條約

第十四條 衛生上ノ移動機關ハ敵ノ權内ニ陥ルトキト雖其ノ輸送方法護送人員ノ如何ヲ問ハス所屬材料ヲ保有ス同材料中ニハ鞍馬ヲモ包含スルモノトス

但シ所轄陸軍官憲ハ傷者及病者看護ノ爲該材料ヲ使用スルノ權能ヲ有スヘク其ノ材料ハ衛生人員ノ爲ニ定メラレタル條件ニ依リ且成ルヘク衛生人員ト同時ニ之ヲ還付スヘシ

第十五條 固定營造物ノ建物及材料ハ戰爭ノ法規ニ從フ然レトモ傷者及病者ノ爲ニ必要ナル間ハ其ノ用途ヲ他ニ轉スルコトヲ得ス

但シ作戰部隊ノ指揮官ハ重大ナル軍事上ノ必要アル時ハ豫メ固定營造物内ニ在ル傷者及病者ノ安全ヲ謀リタル後便宜之ヲ處分スルコトヲ得ヘシ

第十六條 本條約ニ定メタル條件ニ從ヒ條約上ノ利益ヲ享有スル救恤協會ノ材料ハ私有ノ財產ト看做ナレカ爲戰爭ノ法規慣例ニ基キ交戦者ニ屬スル徵發權ニ依ルヲ除クノ外如何ナル場合ニ於テモ尊重セララルヘシ

第五章 後送機關

第十七條

後送機關ハ左ノ特別規定ニ依ルノ外衛生上ノ移動機關トシテ取扱ハルヘシ

第一 後送機關ヲ進斷スル交戦者カ軍事上ノ必要アル場合ニハ該後送機關ノ收容シタル病者及傷者ヲ引受ケタル後之ヲ解カシムルコトヲ得ヘシ

第二 前條ノ場合ニ於テ第十二條ニ規定セラレタル衛生人員送還ノ義務ハ正式ノ命令ヲ携帶シテ輸送又ハ後送機關ノ護衛ニ任スル一切ノ軍人軍屬ニ及フヘシ

第十四條ニ規定シタル衛生材料還付ノ義務ハ特ニ後送ノ爲ニ組織セラレタル鐵道列車及内地航行ノ船舶並衛生勤務ニ屬スル普通ノ車輛、列車及船舶ノ裝置材料ニ適用セララルヘシ

衛生勤務ニ屬セナル軍隊ノ車輛ハ其ノ鞍馬ト共ニ捕獲スルヲ得ヘシ

普通人民及徵發ニ依リテ得タル各種ノ輸送物件ハ國際公法ノ通則ニ從フヘキモノトス同物件中ニハ後送ノ爲ニ使用セララル鐵道材料及船舶ヲモ包含スルモノトス

第六章 殊別記章

第十八條 瑞西國ニ對シ敬意ヲ表スル爲該聯邦國旗ノ著色ヲ顛倒シテ作製シタル白地赤十字ノ紋章ハ軍隊衛生勤務上ノ殊別記章トシテ維持セララルヘシ

第十九條 前條ノ記章ハ所轄陸軍官憲ノ認許ニ依リ衛生勤務ニ關係スル旗、臂章及一切ノ材料ニ表出セララルヘシ

第二十條 第九條第一項、第十條及第十一條ニ依リ保護セララル人員ハ所轄陸軍官憲ヨリ交付シ且其ノ印章ヲ捺シタル白地赤十字ノ臂章ヲ左腕ニ裝著スヘク陸軍ノ衛生勤務ニ從事スル人員ニシテ軍服ヲ著セタルモノハ認識證明書ヲ併セ携帶スヘシ

第二十一條 本條約ニ依リテ尊重セララル衛生上ノ移動機關及固定營造物ニシテ陸軍官憲ノ認許ヲ受ケタルモノニ非サレハ本條約ノ記章旗ハ之ヲ掲揚スルコトヲ得ス右記章旗ハ該機關又ハ營造物所屬交戦者ノ國旗ト共ニ掲揚スヘシ

但シ敵ノ權内ニ陥リタル衛生上ノ移動機關ハ其ノ地位ノ繼續スル間赤十字旗ノ外他ノ國旗ヲ掲揚スヘカラス

第二十二條 第十一條ニ規定シタル條件ニ依リ其ノ勤務ヲ幫助スルノ許可ヲ得タル中立國ノ衛生上ノ移動機關ハ本條約ノ記章旗ト共ニ所屬交戦者ノ國旗ヲ掲揚スヘシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ衛生上ノ移動機關ニモ之ヲ適用ス

第二十三條 白地ニ赤十字ノ記章及「赤十字」又ハ「ジエネヴ」十字ナル稱號ハ平時ト戰時トヲ問ハス本條約ニ依リテ保護セララル衛生上ノ移動機關、固定營造物、人員及材料ヲ保護シ又ハ標榜スル爲ニ

非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七章 條約ノ適用及執行

第二十四條 締盟國中ノ二國又ハ數國間ニ戰爭アル場合ニ限リ締盟國ハ本條約ノ規定ヲ遵守スルノ義務アルモノトス此ノ規定ヲ遵守スルノ義務ハ交戰國ノ一カ本條約ノ記名者ナラサル時ヨリ消滅スルモノトス

第二十五條 交戰軍ノ司令長官ハ各其ノ本國政府ノ訓令ニ從ヒ且本條約ノ綱領ニ準據シ前諸條ノ執行ニ關スル細目及規定漏ノ事項ヲ補足處理スヘシ

第二十六條 記名國政府ハ本條約ノ規定ヲ其ノ軍隊及特ニ保護セラルル人員ニ教示シ且之ヲ國民ニ知悉セシムルカ爲必要ナル手段ヲ執ルヘシ

第八章 濫用及違犯ノ禁制

第二十七條 記名國政府ニシテ其ノ現行法制完全ナラサルモノハ本條約ニ依リ權利ヲ享有スルモノ以外ノ個人又ハ協會ニ於テ「赤十字」又ハ「ジュネヱヴァ」十字ナル記章又ハ名稱ヲ使用シ就中商業上ノ目的ヲ以テ製造標又ハ商標ノ方法ニ依リ之ヲ用キルコトヲ常ニ防止セムカ爲必要ナル手段ヲ執リ又ハ之ヲ其ノ立法府ニ提案スヘキコトヲ約ス

前項ニ規定シタル記章又ハ名稱ノ使用禁止ハ各國ノ法制ニ依リテ定メラレタル時期ヨリ其ノ効力ヲ生スヘク遅クトモ本條約實施後五年以内ニ其ノ効力ヲ生スヘシ本條約實施後ハ同禁止ニ抵觸スル製造標又ハ商標ノ使用ヲ以テ不法トス

第二十八條 記名國政府ニシテ其ノ陸軍刑法不完全ナル場合ニハ戰時ニ於テ軍隊ノ傷者及病者ニ對スル個人的掠奪及虐待行爲ヲ禁制シ且本條約ニ依リテ保護セラレサル軍人又ハ個人ノ爲シタル赤十字ノ記章旗及臂章ノ濫用ヲ陸軍記章ノ侵犯トシテ處罰スルニ必要ナル手段ヲ執リ又ハ之ヲ其ノ立法府

ニ提案スヘキコトヲ約ス

記名國政府ハ遅クトモ本條約批准後五年以内ニ瑞西聯邦政府ヲ經テ右禁制ニ關スル規定ヲ互ニ相通告スヘシ

總 則

第二十九條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ「ベルヌ」府ニ保管ス

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證賸本ヲ外交上ノ手續ニヨリ各締盟國ニ交付スヘシ

第三十條 本條約ハ各締盟國カ其ノ批准書ヲ提供シタル日ヨリ六個月ノ後其ノ國ニ對シテ効力ヲ生スヘシ

第三十一條 正當ニ批准セラレタル本條約ハ締盟國間ノ關係ニ於テ千八百六十四年八月二十二日ノ條約ニ代ルヘキモノトス

千八百六十四年ノ條約ハ之ニ記名シタルモ本條約ヲ批准セサル諸國間ノ關係ニ付テハ引續キ効力ヲ有スヘキモノトス

第三十二條 本條約ハ千九百零六年六月十一日「ジュネヱヴァ」ニ開會シタル萬國會議ニ代表者ヲ派遣シタル諸國及該萬國會議ニ代表者ヲ派遣セサルモ千八百六十四年ノ條約ニ記名シタル諸國ニ依リ本年十二月三十一日迄ニ記名セラレ得ルモノトス

千九百零六年十二月三十一日迄ニ本條約ニ記名セサル諸國ハ其ノ後ニ至リ之ニ加盟スルノ自由ヲ有スヘシ其ノ加盟ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ通告シ同政府ヨリ更ニ之ヲ各締盟國ニ通知スヘキモノトス

他ノ諸國モ亦同一ノ形式ニ依リ加盟ヲ請求スルヲ得ヘシ但シ其ノ請求ハ瑞西聯邦政府ニ通告ヲ爲シ

アール、エム、オーレリー

(印)

伯刺西爾合衆國

シー、レングルーベル、クロッフ

(印)

陸軍大佐ロベルト、トロムボウスキー、レイタオ、ダルメイダ

墨西哥合衆國

ホセ、エム、ベレツ

(印) 政府ノ承認
ヲ保留シテ

佛 蘭 西 國

レヅ・アアル

(印)

エル、ルノール

(印)

エス、オリヅキエー

(印)

エー、ポーザ

(印)

大不列顛及愛蘭國

ジョン、シー、アルダー

(印)

チー、イー、ホルランド

(印)

ジョン、ファルレー

(印)

ウキルリヤム、グランド、マクファートン

(印)

希 臘 國

ミシエル、ケベツジ

(印)

「グワテマラ」共和國

マヌエル、アロヨ

(印)

第二十三條第二十七條
第二十八條ヲ保留ス

エッチ、ウキスワルド

(印)

「ホンチエラス」共和國

オスカル、ホエベル

(印)

伊 太 利 國

マウリジ

(印)

ランドネ

(印)

日 本 國

加 藤 恒 忠

(印)

盧 森 堡 國

伯爵、ジード、フェルクラエス

(印)

「モンテネグロ」國

エ、オデエー

(印)

陸軍大佐、ミュールセツト

(印)

諾 威 國

ハンス、ダーエ

(印)

和 蘭 國

デン、ペール、ポールチニゲール

(印)

クワンイニル

(印)

秘 露 國

グスタウ、デ、ラ、フエンテ

(印)

波 斯 國

モムタフ、オス、サルタネー、エム、サマド、カン

(印) 第十八條
ヲ留保ス

葡 萄 牙 國

アルベルト、ドリヴェイラ

(印)

ホセ、ニコラウ、ラボソ、ポテルホ

(印)

羅 馬 尼 亞 國

ドクトル、サヘ、ステファネスコ

(印)

露 西 亞 國

マルテンス

(印)

塞 爾 比 亞 國

ミラン、セント、マルコウキツチ

(印)

ドクトル、ローマン、ソンドルマイエル

(印)

暹 羅 國

チャルーン

(印)

コラデオーニ、ドレーリ

(印)

瑞 典 國

オロフ、セーレンセン

(印)

瑞 西 國

エ、オヂエー

(印)

大佐、ミユールセツト

「ウルグー」共和國

アー、ヘロサ

(印)

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕明治三十九年七月六日瑞西國「ジェネヴァ」ニ於テ帝國全權委員ノ記名調印シ且同年十月十五日之ニ關
シ帝國政府ニ於テ宣言スル所アリタル戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約ヲ閱覽點
檢シ之ヲ嘉納批准ス

御名 國 璽

外務大臣 伯爵 林 董

●病院船ニ關スル條約

明治四十年五月二十三日
條約第一號

朕極密顧問ノ諮詢ヲ經テ和蘭國海牙ニ於テ帝國外二十三箇國全權委員ノ記名調印シタル病院船ニ關スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

病院船ニ關スル條約

獨逸國普魯西國皇帝陛下、奧地利國「ボヘミヤ」國洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、清國皇帝陛下、韓國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、墨西哥合衆國大統領、佛蘭西共和國大統領、希臘國皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、蘆森堡國大公「ナツノー」公殿下、「モンテネグロ」國公殿下、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下及瑞西聯邦政府ハ千八百六十四年八月廿二日「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル爲千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ締結セラレタル條約ハ病院船ノ爲ニ設ケタル或ル規定ニ由リ赤十字カ海戰ニ關スルノ原則ヲ確認セルコトニ鑑ミ新規定ヲ設ケテ病院船ノ任務ヲ幫助セムカ爲條約ヲ締結セムコトヲ希望シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸國普魯西國皇帝陛下

和蘭國駐荷特命全權公使ド、シユリゴトフニル

奧地利國「ボヘミヤ」國洪牙利國皇帝陛下

和蘭國駐荷特命全權公使アレキサンデル、オコラクナニ、ドコラクスナ

白耳義國皇帝陛下

和蘭國駐荷特命全權公使男爵ギイヨーム

清國皇帝陛下

露西亞國駐劄特命全權公使胡惟德

韓國皇帝陛下

佛蘭西國駐劄特命全權公使閔泳瓊

丁抹國皇帝陛下

和蘭國駐劄代理公使ダブルユー、ド、ブレブエンコップ、カステンスキヨルド

西班牙國皇帝陛下

和蘭國駐劄特命全權公使アルフロロ、デ、バゲール

亞米利加合衆國大統領

和蘭國駐劄臨時代理公使デヨン、ダブルユー、ガレット

墨西哥合衆國大統領

奧地利洪牙利國駐劄特命全權公使セニール

佛蘭西共和國大統領

和蘭國駐劄特命全權公使ド、モンベル

希臘國皇帝陛下

和蘭國駐劄特命全權公使デ、ジェー、メタクサス

伊太利國皇帝陛下

和蘭國駐劄特命全權公使ツジーニ

日本國皇帝陛下

和蘭國駐劄特命全權公使三橋信方

蘆森堡大公「ナッソー」公殿下

獨逸國駐劄代理公使伯爵アシユ、ド、ヴキレー

「モンテネグロ」國公殿下

和蘭國駐劄全露西亞國皇帝陛下ノ特命全權公使エヌ、チャリコフ

和蘭國皇帝陛下

外務大臣男爵メルグキル、ド、リンデン

參事院議官國務大臣テー、エム、チェー、アッセル

祕露共和國大統領

佛蘭西國兼大不列顛國駐劄特命全權公使セ、ジェー、カンダモ

波斯國皇帝陛下

和蘭國駐劄特命全權公使ミルザ、サマド、カン(モムダズス、サルタネー)

葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下

和蘭國駐劄特命全權公使伯爵デ、セリール

羅馬尼亞國皇帝陛下

和蘭國駐劄特命全權公使ジャン、エヌ、バビニウ

全露西亞國皇帝陛下

露國外務省參事官「コンセイエー、プリプエー」マルテンス

塞爾比亞國皇帝陛下

佛蘭西國駐劄特命全權公使エム、ブエスニツチ

暹羅國皇帝陛下

和蘭國駐荷特命全權公使ピア、ラジャヤ、ヌブラバアンド
瑞西聯邦政府

和蘭國駐荷特命全權公使ジェー、カルラン

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條 千八百六十四年八月二十二日「ジェ、ネツア」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル爲千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ締結セラレタル條約第一條、第二條及第三條ニ掲ケタル條件ヲ具備セル病院船ハ戰時ニ於テハ締盟國ノ諸港ニ於テ該國國家ノ利益ノ爲船舶ニ課セララルル各種ノ租税及賦課金ヲ免除セララルヘシ

第二條 前條ノ規定ハ臨檢其ノ他ノ手續ニ依リ右諸港ニ於テ現ニ行ハルル税法若ハ其ノ他ノ法律ヲ適用スルヲ妨ケサルモノトス

第三條 締盟國中ノ二國又ハ數國ノ間ニ戰ヲ開キタル場合ニ限リ締盟國ハ第一條ニ掲ケタル規定ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

右規定ヲ遵守スルノ義務ハ締盟國間ノ戰鬪ニ於テ一ノ非締盟國カ交戰國ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス

第四條 本條約ハ本日ノ日附ヲ付シ加盟ヲ希望スル諸國ニ於テ千九百五年十月一日マテ之ニ記名スルコトヲ得ルモノトス本條約ハ成ルヘク速ニ批准セララルヘシ

批准書ハ海牙ニ保管シ各批准書ニ付キ一通ノ保管證書ヲ作り批准書ノ寄託アリタル毎ニ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟國ニ交付スヘシ

第五條 非記名國ハ千九百五年十月一日以降本條約ニ加盟スルコトヲ得ヘシ
非記名國カ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ通告シ同國政府ヨリ更ニ之ヲ

爾餘ノ締盟國ニ通知スヘシ

第六條 若締盟國中ノ一國ニ於テ本條約ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭國政府ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ右通告ハ和蘭國政府ヨリ直ニ爾餘ノ締盟國ニ通知ス

右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ止ル者トス
右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

千九百四年十二月二十一日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ記録ニ保管シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締盟國ニ交付スルモノナリ

獨逸國 フオン、シユリョーツェル印 （千九百四年十二月二十一日ノ總會ニ於テ爲セル宣言ヲ保留ス）

埃地利洪牙利國 オコリクサニー、ドコリクサナ印

白耳義國 ギイヨーム印

清國 胡惟德印

韓國 閔泳瓊印

丁抹國 ダブルユー、グレブエンコップ、カステンスキョルド印

西班牙國 ア、デ、バゲール印

亞米利加合衆國 デヨン、ダブルユー、ガレット印

墨西哥合衆國 ゼー、セニール印

佛蘭西共和國 モンベル印

希臘國 デ、ジェー、メタクサス印

伊太利國 ツジニ印

日本國
 三橋信方印
 蘆森堡國
 「モンネテグロ」國
 伯爵、ド、ブ、クレイ印
 エヌ、チ、リ、コ、フ印
 男爵メルヴェル、ド、ランデン印
 テー、エム、チ、エー、アッセル印
 セ、ジ、ニ、カンダモ印
 エム、サマド印
 伯爵デ、セ、リール印
 ジー、エヌ、バビニウ印（相互ノ原則及水先
 案内料ヲ保留ス）
 マルテンス印
 ミル、エル、ヴェスニ、チ印
 ラジャ、ヌ、ブラバ、バンド印
 カルラン印
 瑞西國
 天祐ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝（御名）此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
 朕明治三十七年十二月二十一日和蘭國海牙ニ於テ帝國外二十三箇國全權委員ノ記名調印シタル條約ノ
 各條目ヲ親シク閱覽點檢シタルニ善ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス
 神武天皇即位紀元二千五百六十六年明治三十九年三月二十八日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セ
 シム

御名 國璽

外務大臣 侯爵 西園寺 公 望 閣

●陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約

明治四十五年一月十二日 條約 第四號

朕極密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝
 國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員カ第四十四條ヲ留保シテ署名シタル陸戰ノ法規慣例ニ關
 スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、奧地利國皇帝「ボヘミ
 ヤ」國皇帝、洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、「ボリツィア」共和國大統領、伯刺西爾合衆國大
 統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、玖馬共和國臨時總督、丁抹國
 皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクトル」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛
 蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グッテマラ」共和國大統領、「ハイ
 チ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公「ナッソー」公殿下、墨西哥
 合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「バラグエー」共和
 國大統領、和蘭國皇帝陛下、秘露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛
 下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルツァドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、
 暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東「ウルグエー」共和國大統領、
 「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ平和ヲ維持シ且諸國間ノ戰爭ヲ防止スルノ方法ヲ講ズルト同時ニ其ノ
 所期ニ反シ避クルコト能ハサル事件ノ爲兵力ニ訴フルコトアルヘキ場合ニ付攻究ヲ爲スノ必要ナルコ
 トヲ考慮シ斯ノ如キ非常ノ場合ニ於テモ尙能ク人類ノ福利ト文明ノ發達トシテ止ムコトナキ要求トニ
 副ハムコトヲ希望シ之カ爲戰爭ニ關スル一般ノ法規慣例ハ一層之ヲ精確ナラシムルヲ目的トシ又ハ成

レヘク戦争ノ惨害ヲ減殺スヘキ制限ヲ設クルヲ目的トシテ之ヲ修正スルノ必要ヲ認め千八百七十四年ノ比律悉會議ノ後ニ於テ聰明仁慈ナル先見ヨリ出テタル前記ノ思想ヲ體シテ陸戰ノ慣習ヲ制定スルヲ以テ目的トスル諸條規ヲ採用シタル第一回平和會議ノ事業ヲ或點ニ於テ補充シ且精確ニスルヲ必要ト判定セリ

締約國ノ所見ニ依レハ右條規ハ軍事上ノ必要ノ限努メテ戰爭ノ惨害ヲ輕減スルノ希望ヲ以テ定メラレタルモノニシテ交戰者相互間ノ關係及人民トノ關係ニ於テ交戰者ノ行動一般ノ準繩タルヘキモノトス

但シ實際ニ起ル一切ノ場合ニ普ク適用スヘキ規定ハ此ノ際之ヲ協定シ置クコト能ハサリシト雖明文ナキノ故ヲ以テ規定セラレサル總テノ場合ヲ軍隊指揮者ノ擅斷ニ委スルハ亦締約國ノ意思ニ非リシナリ一層完備シタル戰爭法規ニ關スル法典ノ制定セラレルニ至ル迄ハ締約國ハ其ノ採用シタル條規ニ含マレサル場合ニ於テモ人民及交戰者カ依然文明國ノ間ニ存立スル慣習、人道ノ法則及公共良心ノ要求ヨリ生スル國際法ノ原則ノ保護及支配ノ下ニ立ツコトヲ確認スルヲ以テ適當ト認ム締約國ハ採用セラレタル規則ノ第一條及第二條ハ特ニ右ノ趣旨ヲ以テ之ヲ解スヘキモノナルコトヲ宣言ス

締約國ハ之カ爲新ナル條約ヲ締結セムコトヲ欲シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

- 獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下
- 國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン
- 本會議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシオン」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ
- 亞米利加合衆國大統領
- 特命大使ジョセフ、エツチ、チョイト

特命大使ホレス、ポーター

和蘭國駐劄特命全權公使デヴィッド、ジェーン、ヒル

海軍少將、全權公使チャールズ、エス、スベリー

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全權公使ジョージ、ビー、デーヴィン

全權公使ウリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國大統領
前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ベニヤ
前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ
前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ
奧地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下

「コンセイエー、アンチーム」、特命全權大使ゲータン、メレー、ド、カボスメレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シャルル、ド、マッキオ

白耳義國皇帝陛下
國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナル

國務大臣、前司法大臣ジ、ウアン、デン、ヒニール

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國學士院會員、男爵ギョーヨーム

「ボリグィア」共和國大統領
外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ビニラ

英國駐葡特命全權公使フェルナンド、エ、グワチャラ
伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ
和蘭國駐葡特命全權公使エグアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア
勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官ウルバン、ジイナロフ
大審院檢事總長イヴァン、カラシニコフ
智利共和國大統領

英國駐葡特命全權公使ドミンゴ、ガナ
獨逸國駐葡特命全權公使アウグスト、マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁國駐葡特命全權公使カルロス、コンチャ
格倫比亞共和國大統領
陸軍將官ホルヘ、ホルグイン
サンチアゴ、ベレス、トリアナ

佛國駐葡特命全權公使、陸軍將官マルセリアノ、ヴァルガス
玖馬共和國臨時總督

「ハヴァナ」大學國際法教授、上院議員アントニオ、サンチニス、デ、ブスタマンテ
米國駐葡特命全權公使ゴンザロ、デ、クエサダ、イ、アロステグイ
前「ハヴァナ」中學校長、上院議員マヌエル、サングイリー
丁球國皇帝陛下

侍從、米國駐葡特命全權公使コンスタンチン、ブロン
海軍少將クリスチアン、フレデリック、シエルレル
侍從、外務省課長アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハラ
共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ
「エクアドル」共和國大統領
佛國駐葡兼西班牙國駐葡特命全權公使グイクトル、レンドン
代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア
上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスフォルネル、ド、コンスタン
巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設仲裁裁判所裁判
官ルイ、ルノー

和蘭國駐葡特命全權公使マルスラン、ベレ
大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、フライ
樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ
樞密顧問官、前國際法學會會長、男爵ドーナルド、ジエームス、マッキー、レ
和蘭國駐葡特命全權公使「サー」ヘンリー、ハワード

希臘國皇帝陛下

希臘國駐特命全權公使クレオン、リフ、ランガベ

「グッタマラ」共和國大統領

和蘭國駐特命兼英國駐特命代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチヤド

希臘國駐特命代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ

「ハイチ」共和國大統領

佛國駐特命全權公使ジャン、ジョセフ、ダルベマル

米國駐特命全權公使ジー、エヌ、レジー

前國際公法教授、「ポルトー」フランス「組合辯護士」ビエール、ユヂクール

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯爵ジョセフ、トルニエ

リ、ブルサチ、デ、ヴェルガノ

下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ボンビリ

參事院議員、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐特命全權公使佐藤愛蔵

盧森堡國大公「ナッソー」公殿下

國務大臣、内閣議長アイシエン

希臘國駐特命代理公使、伯爵ド、ヴィレ

墨西哥合衆國大統領

伊國駐特命全權公使ゴンザロ、ア、エステヴァ

佛國駐特命全權公使セバスチアン、ペー、ド、ミエー

白耳義國駐特命兼和蘭國駐特命全權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

「モンテネグロ」國公殿下

「コンセイエー、ブリヴェ、アンベリアル、アクチュエル」、佛國駐特命全權大使ネリドフ

「コンセイエー、ブリヴェ、アンベリアル」、露國外務省常任顧問官ド、マルテンス

「コンセイエー、デタ、アンベリアル、アクチュエル」、和蘭國駐特命全權公使チャリコフ

諸威國皇帝陛下

前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐特命兼丁抹國駐特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フラン

シス、ハーゲル

巴拿馬共和國大統領

ベリサリオ、ボラス

「バラグエー」共和國大統領

佛國駐特命全權公使エウセビオ、マチヤイン

比律悉駐在領事、伯爵ジエー、デニ、モンソー、ド、ベルジャンダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、アッシュ、ド、ボーフォール

國務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、セー、アツセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議員、「ヨシクヘール」ジ、セ、セ、デン、ペール、ポール、チユゲール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、「ヨシクヘール」ジ、ア、ローエル
前司法大臣、下院議員ジ、ア、ローエフ

秘露共和國大統領

佛國駐節兼英國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェ、カンダモ
波斯國皇帝陛下

佛國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタズサルタネー
和蘭國駐節特命全權公使ミルツ、ア、メッド、カン、サチグ、ウル、ムルク

葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下

參事院議員、「ペール、ヂ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英國駐節特命全權公使、特命全權大使、侯爵デ、ソヴェラル

和蘭國駐節特命全權公使、伯爵デ、セリール

瑞西國駐節特命全權公使アルベルト、ドリヴェイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐節特命全權公使アレキサンデル、ベルヂマン

和蘭國駐節特命全權公使エドガール、マヴロコルダト

全露西亞國皇帝陛下

「コンセイエー、ブリヴェ、アクチュエル」、佛國駐節特命全權大使ネリドフ

「コンセイエー、ブリヴェ」外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス

「コンセイエー、デタ、アクチュエル」、侍從、和蘭國駐節特命全權公使チャリコフ
「サルヴァドル」共和國大統領

佛國駐節代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ベドロ、ジ、マテウ

英國駐節代理公使サンチアゴ、ベレス、トリアナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、參事院議長サヴァ、グルーイッチ

伊國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ

英國駐節兼和蘭國駐節特命全權公使ミシエル、ミリチエヴィッチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將モム、チャチデー、ウドム

公使館參事官セー、コラデオニ、ドレリ

陸軍大尉ルアング、ビヴァナルト、ナリニトバル

瑞典國「ゴツ」及「ヴァンド」皇帝陛下

前司法大臣、丁抹國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、

ハムマルスキョルド

前無省大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル

瑞西聯邦政府

英國駐節兼和蘭國駐節特命全權公使ガストン、カルラン

陸軍參謀大佐、「ジエネヴァ」大學教授ユーージェーン、ボレル

「チューリヒ」大學法學教授マックス、フリーベル

土耳其國皇帝陛下

特命大使、「ミニヌトル、ド、レヅカフ」チユルカン、バシヤ

伊國駐劄特命全權大使レシツド、ペー

海軍中將メヘメツド、バシヤ

東「ウルグエー」共和國大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、パトレ、イ、オールドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ファン、ペー、カストロ

「ヴェネズエラ」合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フェルトウ

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一條 締約國ハ其ノ陸軍軍隊ニ對シ本條約ニ附屬スル陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則ニ適合スル訓令ヲ發スヘシ

第二條 第一條ニ掲ケタル規則及本條約ノ規定ハ交戰國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

第三條 前記規則ノ條項ニ違反シタル交戰當事者ハ損害アルトキハ之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス
交戰當事者ハ其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行爲ニ付責任ヲ負フ

第四條 本條約ハ正式ニ批准セラレタル上締約國間ノ關係ニ於テハ陸戰ノ法規慣例ニ關スル千八百九十九年七月廿九日ノ條約ニ代ルヘキモノトス千八百九十九年ノ條約ハ該條約ニ記名シタルモ本條約ヲ批准セサル諸國間ノ關係ニ於テハ依然効力ヲ有スルモノトス

第五條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證牒本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第六條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證牒本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第七條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第八條 締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證牒本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告書カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ効

カヲ生スルモノトス

第九條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第五條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日並加盟
(第六條第二項)又ハ廢棄(第八條第一項)ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス
各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得
右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證抄本ヲ外
交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一 獨逸國

マルシャル
クリーゲ 附屬規則第四十四條ヲ留保ス

第二 亞米利加合衆國

ジヨセフ、エッチ、チヨート
ホレエス、ポーター
ユー、エム、ローズ
デヴィッド、ジエーン、ヒル
シー、エス、スベリー
ウイリアム、アイ、ブカナン
ロケ、サエンツ、ベニヤ
ルイス、エム、ドラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ

第三 亞爾然丁國

メレー

第四 埃地利洪牙利國

男爵マッキオ 千九百七年八月十七日ノ總會議
ニ於テ爲シタル宣言ヲ留保ス

- 第五 白耳義國
- 第六 「ボリヴィア」國
- 第七 伯刺西爾國
- 第八 勃爾牙利國
- 第九 智利國
- 第十 清國
- 第十一 格倫比亞國
- 第十二 玖馬共和國
- 第十三 丁抹國

ア、ベルナル
ジー、ウアン、デン、ヒューベル
ギーヨーム
クラウデオ、ビニラ
ルイ、バルボサ
エー、リスボア
陸軍少將ヴィナロフ
イヴァン、カランジューロフ
ドミンゴ、ガナ
アウグスト、マッテ
カルロス、コンチャ
ホルヘ、ホルグイン
エス、ベレス、トリアナ
エム、ヴァルガス
アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ
ゴンザロ、デ、クエサダ
マヌエル、サングイリー
セー、ブロン

第十四 「ドミニカ」共和國

ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

第十五 「エクアドル」國

アボリナル、テヘラ
ヴィクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十六 西班牙國

レオン、ブールジョア
デスワールネル、ド、コンスタン
エル、ルノ!

第十七 佛蘭西國

マルスラン、ベレ
エドワード、フライ
アーネスト、サトウ

第十八 大不列顛國

ヘンリー、ハワード
クレオン、リッポ、ランガベ
ジョールジュ、ストレイト

第十九 希臘國

ホセ、チブレ、マチャド
ダルベマル、ジャン、ジョセフ

第二十 「グアテマラ」國

ジー、エヌ、レジェー
ビエール、ユチクール

第二十一 「ハイチ」國

ボンビリ
ジー、フジナト

第二十二 伊太利國

佐藤愛蔵「第四十四條ヲ留保ス
アイシエン
伯爵ド、ヴィレー

第二十三 日本國

ジー、ア、エステヴァ
エス、ベ、ド、ミエー

第二十四 盧森堡國

エフ、エル、デ、ラ、バラ
ネリドフ

第二十五 墨西哥國

エヌ、チャリコフ
マルタン

第二十六 「モンテネグロ」國

本條約附屬規則第四十四條ニ關
シテ表明シ且千九百十七年八月十
七日ノ第四回總會議事録ニ記
入セラレタル留保ヲ爲ス

第二十七 「ニカラグア」國

エフ、ハーゲル
ベ、ボラス

第二十八 諾威國

ジー、チ、モンソー
ドブルヴェ、アッシュ、ド、ボーフォール

第二十九 巴拿馬國

テ、エム、セ、アッセル
デン、ベール、ボールチユゲール

第三十一 和蘭國

ジー、ア、ロ、エル
ジー、ア、ロ、エフ

第三十二	秘露國	セー、ジエー、カンダモ
第三十三	波斯國	モムタズ、サルタネー、エム、サマド、カン サデグ、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カン
第三十四	葡萄牙國	侯爵デ、ソヴェラル 伯爵デ、セリール
第三十五	羅馬尼亞國	アルベルト、ドリウ、イラ エドガール、マヴロコルダト
第三十六	露西亞國	ネリドフ マルテンス
第三十七	「サル、ヴァドル」國	本條約附屬規則第四十四條ニ關 シテ表明シ且千九百十七年八月十 七日ノ第四回總會議事録ニ記 入セラレタル留保ヲ爲ス ニス、チ、リコフ
第三十八	塞爾比亞國	ペー、ジー、マテウ ニス、ベレス、トリアナ
第三十九	暹羅國	ニス、グルーイッチ エム、ジー、ミロヴァノヴィッチ エム、ジエー、ミリチエヴィッチ モム、チャチデー、ウドム
第四十	瑞典國	セー、コラチオニ、ドレリ ル、アング、ビエヴァナルト、ナリエーバル カー、アッシュ、エル、ハムマルスキヨルド ヨハンネス、ヘルネル

第四十一 瑞西國 カルラン

第四十二 土耳其國 チュルカン(第三條ヲ留保ス)

第四十三 「ウルグエー」國 ホセ、バトレ、イ、オールドニエス

第四十四 「ヴェネズエラ」國 ジー、ヒル、フルトウル

條約附屬書

陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則

第一款 交戦者

第一章 交戦者ノ資格

第一條 戰爭ノ法規及權利義務ハ單ニ之ヲ軍ニ適用スルノミナラス左ノ條件ヲ具備スル民兵及義勇兵團ニモ亦之ヲ適用ス

一 部下ノ爲ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニ在ルコト

二 遠方ヨリ認識シ得ヘキ固著ノ特殊徽章ヲ有スルコト

三 公然兵器ヲ携帯スルコト

四 其ノ動作ニ付戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スルコト

民兵又ハ義勇兵團ヲ以テ軍ノ全部又ハ一部ヲ組織スル國ニ在リテハ之ヲ軍ノ名稱中ニ包含ス

第二條 占領セラレサル地方ノ人民ニシテ敵ノ接近スルニ當リ第一條ニ依リテ編成ヲ爲スノ違ナク侵入軍隊ニ抗敵スル爲自ラ兵器ヲ操ル者カ公然兵器ヲ携帯シ且戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スルトキハ之ヲ交戦者ト認ム

第三條 交戦當事者ノ兵力ハ戦闘員及非戦闘員ヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ得敵ニ捕ハレタル場合ニ於テハ二者均シク俘虏ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二章 俘虜

第四條 俘虜ハ敵ノ政府ノ權内ニ屬シ之ヲ捕ヘタルハ又ハ部隊ノ權内ニ屬スルコトナシ
俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルヘシ

第五條 俘虜ハ一定ノ地域外ニ出テサル義務ヲ負ハシメテ之ヲ都市、城寨、陣營其ノ他ノ場所ニ留置スルコトヲ得但シ已ムヲ得サル保安手段トシテ且該手段ヲ必要トスル事情ノ繼續中ニ限之ヲ幽閉スルコトヲ得

第六條 國家ハ將校ヲ除クノ外俘虜ヲ其ノ階級及技能ニ應シ勞務者トシテ使役スルコトヲ得其ノ勞務ハ過度ナルヘカラス又一切作戰動作ニ關係ヲ有スヘカラス
俘虜ハ公務所、私人又ハ自己ノ爲ニ勞務スルコトヲ許可セラルルコトアルヘシ
國家ノ爲ニスル勞務ニ付テハ同一勞務ニ使役スル内國陸軍軍人ニ適用スル現行定率ニ依リ支拂ヲ爲スヘシ右定率ナキトキハ其ノ勞務ニ對スル割合ヲ以テ支拂フヘシ
公務所又ハ私人ノ爲ニスル勞務ニ關シテハ陸軍官憲ト協議ノ上條件ヲ定ムヘシ
俘虜ノ勞銀ハ其ノ境遇ノ艱苦ヲ輕減スルノ用ニ供シ剩餘ハ解放ノ時給養ノ費用ヲ控除シテ之ヲ俘虜ニ交付スヘシ

第七條 政府ハ其ノ權内ニ在ル俘虜ヲ給養スヘキ義務ヲ有ス
交戦者間ニ特別ノ協定ナキ場合ニ於テハ俘虜ハ糧食、寢具及被服ニ關シ之ヲ捕ヘタル政府ノ軍隊ト對等ノ取扱ヲ受クヘシ
第八條 俘虜ハ之ヲ其ノ權内ニ屬セシメタル國ノ陸軍現行法律、規則及命令ニ服従スヘキモノトス總テ不從順ノ行爲アルトキハ俘虜ニ對シ必要ナル嚴重手段ヲ施スコトヲ得

逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ達スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離ルルニ先チ再ヒ捕ヘラレタル者ハ懲罰ニ付セララルヘシ

第九條 俘虜其ノ氏名及階級ニ付訊問ヲ受ケタルトキハ實ヲ以テ答フヘキモノトス若此ノ規定ニ背クトキハ同種ノ俘虜ニ與ヘラルヘキ利益ヲ減殺セラルルコトアルヘシ

第十條 俘虜ハ其ノ本國ノ法律カ之ヲ許ストキハ宣誓ノ後解放セラルルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ本國政府及之ヲ捕ヘタル政府ニ對シ一身ノ名譽ヲ賭シテ其ノ誓約ヲ嚴密ニ履行スルノ義務ヲ有ス前項ノ場合ニ於テ俘虜ノ本國政府ハ之ニ對シ其ノ宣誓ニ違反スル勤務ヲ命シ又ハ之ニ服セムトノ申出ヲ受諾スヘカラサルモノトス

第十一條 俘虜ハ宣誓解放ノ受諾ヲ強制セラルルコトナク又敵ノ政府ハ宣誓解放ヲ求ムル俘虜ノ請願ニ應スルノ義務ナシ

第十二條 宣誓解放ヲ受ケタル俘虜ニシテ其ノ名譽ヲ賭シテ誓約ヲ爲シタル政府又ハ其ノ政府ノ同盟國ニ對シテ兵器ヲ操リ再ヒ捕ヘラレタル者ハ俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ失フヘク且裁判ニ付セララルコトアルヘシ

第十三條 新聞ノ通信員及探訪者並酒保用達人等ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ爲ササル從軍者ニシテ敵ノ權内ニ陥リ敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益ナリト認メタル者ハ其ノ所屬陸軍官憲ノ證明書ヲ携帶スル場合ニ限リ俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第十四條 各交戦國ハ戰爭開始ノ時ヨリ又中立國ハ交戦者ヲ其ノ領土ニ收容シタル時ヨリ俘虜情報局ヲ設置ス情報局ハ俘虜ニ關スル一切ノ問合ニ答フルノ任務ヲ有シ俘虜ノ留置、移動、宣誓解放、交換、逃走、入院、死亡ニ關スル事項其ノ他各俘虜ニ關シ銘銘票ヲ作成補修スル爲ニ必要ナル通報ヲ

各當該官憲ヨリ受クルモノトス情報局ハ該票ニ番號、氏名、年齢、本籍地、階級、所屬部隊、負傷
並捕獲、留置、負傷及死亡ノ日附及場所其ノ他一切ノ備考事項ヲ記載スヘシ第第票ハ平和克復ノ後
之ヲ他方交戦國ノ政府ニ交付スヘシ

情報局ハ又宣誓解放セラレ交換セラレ逃走シ又ハ病院若ハ編帶所ニ於テ死亡シタル俘虜ノ遺留シ並
戰場ニ於テ發見セラレタル一切ノ自用品、有價物、信書等ヲ收集シテ之ヲ其ノ關係者ニ傳送スルノ
任務ヲ有ス

第十五條 慈善行爲ノ媒介者タル目的ヲ以テ自國ノ法律ニ從ヒ正式ニ組織セラレタル俘虜救恤協會ハ
其ノ人道的事業ヲ有效ニ遂行スル爲メ軍事上ノ必要及行政上ノ規則ニ依リテ定メラレタル範圍内ニ於
テ交戦者ヨリ自己及其ノ正當ノ委任アル代表者ノ爲ニ一切ノ便宜ヲ受クヘシ右協會ノ代表者ハ各自
陸軍官憲ヨリ免許狀ノ交付ヲ受ケ且該官憲ノ定メタル秩序及風紀ニ關スル一切ノ規律ニ服從スヘキ
旨書面ヲ以テ約シタル上俘虜收容所及送還俘虜ノ途中休泊所ニ於テ救恤品ヲ分與スルコトヲ許サル
ヘシ

第十六條 情報局ハ郵便料金ノ免除ヲ享ク俘虜ニ宛テ又ハ其ノ發シタル信書、郵便爲替、有價物件及
小包郵便物ハ差出國、名宛國及通過國ニ於テ一切ノ郵便料金ヲ免除セララルヘシ

第十七條 俘虜將校ハ其ノ抑留セララルル國ノ同一階級ノ將校ガ受クルト同額ノ俸給ヲ受クヘシ右俸給
ハ其ノ本國政府ヨリ償還セララルヘシ

第十八條 俘虜ハ陸軍官憲ノ定メタル秩序及風紀ニ關スル規律ニ服從スヘキコトヲ唯一ノ條件トシテ
宗教ノ遵行ニ付一切ノ自由ヲ與ヘラレ其ノ宗教上ノ禮拜式ニ參列スルコトヲ得
第十九條 俘虜ノ遺言ハ内國陸軍軍人ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ頒置シ又ハ作成ス

俘虜ノ死亡ノ證明ニ關スル書類及埋葬ニ關シテモ亦同一ノ規則ニ遵ヒ其ノ階級及身分ニ相當スル取
扱ヲ爲スヘシ

第二十條 平和克復ノ後ハ成ルヘク速ニ俘虜ヲ其ノ本國ニ歸還セシムヘシ

第三章 病者及傷者

第二十一條 病者及傷者ノ取扱ニ關スル交戦者ノ義務ハ「ジュネヴ」條約ニ依ル

第二款 戰 闘

第一章 害敵手段、攻圍及砲撃

第二十二條 交戦者ハ害敵手段ノ選擇ニ付無制限ノ權利ヲ有スルモノニ非ス

第二十三條 特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

イ 毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト

ロ 敵國又ハ敵軍ニ屬スルモノヲ背信ノ行爲ヲ以テ殺傷スルコト

ハ 兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段盡キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト

ニ 助命セサルコトヲ宣言スルコト

ホ 不必要ノ苦痛ヲ與フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト

ヘ 軍使旗、國旗其他ノ軍用標章、敵ノ制服又ハ「ジュネヴ」條約ノ特殊徽章ヲ擅ニ使用スルコト

ト 戰爭ノ必要上萬已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押收スルコト

チ 對手當事國國民ノ權利及訴權ノ消滅、停止又ハ裁判上不受理ヲ宣言スルコト

交戦者ハ又對手當事國ノ國民ヲ強制シテ其ノ本國ニ對スル作戰動作ニ加ラシムルコトヲ得ス戰爭開

始前其ノ役務ニ服シタル場合ト雖亦同シ

第二十四條 奇計並敵情及地形探知ノ爲必要ナル手段ノ行使ハ適法ト認ム

第二十五條 防守セサル都市、村落、住宅又ハ建物ハ如何ナル手段ニ依ルモ之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ス

第二十六條 攻撃軍隊ノ指揮官ハ強襲ノ場合ヲ除クノ外砲撃ヲ始ムルニ先チ其ノ旨官憲ニ通告スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘキモノトス

第二十七條 攻圍及砲撃ヲ爲スニ當リテハ宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歴史上ノ紀念建造物、病院並病者及傷者ノ收容所ハ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレサル限之ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシムル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス被圍者ハ看易キ特別ノ徽章ヲ以テ右建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ右徽章ハ豫メ之ヲ攻圍者ニ通告スヘシ

第二十八條 都市其ノ他ノ地域ハ突撃ヲ以テ攻取シタル場合ト雖之ヲ掠奪ニ委スルコトヲ得ス

第二章 間諜

第二十九條 交戦者ノ作戦地帯内ニ於テ對手交戦者ニ通報スルノ意思ヲ以テ隱密ニ又ハ虚偽ノ口實ノ下ニ行動シテ情報ヲ蒐集シ又ハ蒐集セムトスル者ニ非サレハ之ヲ間諜ト認ムルコトヲ得ス

故ニ變装セサル軍人ニシテ情報ヲ蒐集セムカ爲敵軍ノ作戦地帯内ニ進入シタル者ハ之ヲ間諜ト認メス又軍人タルト否トヲ問ハス自國軍又ハ敵軍ニ宛テタル通信ヲ傳達スルノ任務ヲ公然執行スル者モ亦之ヲ間諜ト認メス通信ヲ傳達スル爲及總テ軍又ハ地方ノ各部門ノ連絡ヲ通スル爲輕氣球ニテ派遣セラレタルモノ亦同シ

第三十條 現行中捕ヘラレタル間諜ハ裁判ヲ經ルニ非サレハ之ヲ罰スルコトヲ得ス

第三十一條 一旦所屬軍ニ復歸シタル後ニ至リ敵ノ爲ニ捕ヘラレタル間諜ハ俘虜トシテ取扱ハルヘク前ノ間諜行爲ニ對シテハ何等ノ責ヲ負フコトナシ

第三章 軍使

第三十二條 交戦者ノ一方ノ命ヲ帶ヒ他ノ一方ト交渉スル爲自旗ヲ掲ケテ來ル者ハ之ヲ軍使トス軍使並ニ之ニ隨從スル喇叭手、鼓手、旗手及通譯ハ不可侵權ヲ有ス

第三十三條 軍使ヲ差向ケラレタル部隊長ハ必スシモ之ヲ受クル義務ナキモノトス

部隊長ハ軍使カ軍情ヲ探知スル爲其ノ使命ヲ利用スルヲ防クニ必要ナル一切ノ手段ヲ執ルコトヲ得濫用アリタル場合ニ於テハ部隊長ハ一時軍使ヲ抑留スルコトヲ得

第三十四條 軍使カ背信ノ行爲ヲ教唆シ又ハ自ラ之ヲ行フ爲其ノ特權アル地位ヲ利用シタルノ證迹明確ナルトキハ其ノ不可侵權ヲ失フ

第四章 降伏規約

第三十五條 締約當事者間ニ協定セララル降伏規約ニハ軍人ノ名譽ニ關スル例規ヲ參酌スヘキモノトス

降伏規約一旦確定シタル上ハ當事者雙方ニ於テ嚴密ニ之ヲ遵守スヘキモノトス

第五章 休戰

第三十六條 休戰ハ交戦當事者ノ合意ヲ以テ作戦動作ヲ停止ス若シ其ノ期間ノ定ナキトキハ交戦當事者ハ何時ニテモ再ヒ動作ヲ開始スルコトヲ得但シ休戰ノ條件ニ遵依シ所定ノ時期ニ於テ其ノ旨敵ニ通告スヘキモノトス

第三十七條 休戰ハ全般的又ハ部分的タルコトヲ得全般的休戰ハ普ク交戦國ノ作戦動作ヲ停止シ部分的休戰ハ單ニ特定ノ地域ニ於テ交戦軍ノ或部分間ニ之ヲ停止スルモノトス

第三十八條 休戰ハ正式ニ且適當ノ時期ニ於テ之ヲ當該官憲及軍隊ニ通告スヘシ通告ノ後直ニ又ハ所定ノ時期ニ至リ戦闘ヲ停止ス

第三十九條 戦地ニ於ケル交戦者ト人民トノ間及人民相互間ノ關係ヲ休戰規約ノ條項中ニ規定スルコ

トハ當事者ニ一任スルモノトス

第四十條 當事者ノ一方ニ於テ休戰規約ノ重大ナル違反アリタルトキハ他ノ一方ハ規約廢棄ノ權利ヲ有スルノミナラス緊急ノ場合ニ於テハ直ニ戰闘ヲ開始スルコトヲ得

第四十一條 個人カ自己ノ發意ヲ以テ休戰規約ノ條項ニ違反シタルトキハ唯其ノ違反者ノ處罰ヲ要求シ且損害アリタル場合ニ賠償ヲ要求スルノ權利ヲ生スルニ止ルヘシ

第三款 敵國ノ領土ニ於ケル軍ノ權力

第四十二條 一地方ニシテ事實上敵軍ノ權力内ニ歸シタルトキハ占領セラレタルモノトス

占領ハ右權力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス

第四十三條 國ノ權力カ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絶對的ノ支障ナキ限占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘシ

第四十四條 交戦者ハ占領地ノ人民ヲ強制シテ他方ノ交戦者ノ軍又ハ其ノ防禦手段ニ付情報ヲ供與セシムルコトヲ得ス

第四十五條 占領地ノ人民ハ之ヲ強制シテ其ノ敵國ニ對シ忠誠ノ誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第四十六條 家ノ名譽及權利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其ノ遵行ハ之ヲ尊重スヘシ

私有財産ハ之ヲ沒收スルコトヲ得ス

第四十七條 掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

第四十八條 占領者カ占領地ニ於テ國ノ爲ニ定メラレタル租稅、賦課金及通過稅ヲ徵收スルトキハ成

ルヘク現行ノ賦課規則ニ依リ之ヲ徵收スヘシ此ノ場合ニ於テハ占領者ハ國ノ政府カ支辨シタル程度

ニ於テ占領地ノ行政費ヲ支辨スルノ義務アルモノトス

第四十九條 占領者カ占領地ニ於テ前條ニ掲ケタル稅金以外ノ取立金ヲ命スルハ軍又ハ占領地行政上

ノ需要ニ應スル爲ニスル場合ニ限ルモノトス

第五十條 人民ニ對シテハ連帶ノ責アリト認ムヘカラサル個人ノ行爲ノ爲金錢上其ノ他ノ連坐罰ヲ科スルコトヲ得ス

第五十一條 取立金ハ總テ總指揮官ノ命令書ニ依リ且其ノ責任ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ徵收スルコトヲ得ス

取立金ハ成ルヘク現行ノ租稅賦課規則ニ依リ之ヲ徵收スヘシ

一切ノ取立金ニ對シテハ納付者ニ領收證ヲ交付スヘシ

第五十二條 現品徵發及課役ハ占領軍ノ需要ノ爲ニスルニ非サレハ市區町村又ハ住民ニ對シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス徵發及課役ハ地方ノ資力ニ相應シ且人民ヲシテ其ノ本國ニ對スル作戰動作ニ加ル

ノ義務ヲ負ハシメサル性質ノモノタルコトヲ要ス

右徵發及課役ハ占領地方ニ於ケル指揮官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ要求スルコトヲ得ス

現品ノ供給ニ對シテハ成ルヘク即金ニテ支拂ヒ然ラサレハ領收證ヲ以テ之ヲ證明スヘク且成ルヘク

速ニ之ニ對スル金額ノ支拂ヲ履行スヘキモノトス

第五十三條 一地方ヲ占領シタル軍ハ國ノ所有ニ屬スル現金、基金及有價證券、貯藏兵器、輸送材料、

在庫品及糧秣其ノ他總テ作戰動作ニ供スルコトヲ得ヘキ國有動産ノ外之ヲ押收スルコトヲ得ス海上

法ニ依リ支配セララル場合ヲ除クノ外陸上、海上及空中ニ於テ報道ノ傳送又ハ人若ハ物ノ輸送ノ用

ニ供セララル一切ノ機關、貯藏兵器其ノ他各種ノ軍需品ハ私人ニ屬スルモノト雖之ヲ押收スルコト

ヲ得但シ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之カ賠償ヲ決定スヘキモノトス

第五十四條 占領地ト中立地トヲ連結スル海底電線ハ絶對的ノ必要アル場合ニ非サレハ之ヲ押收シ又

ハ破壊スルコトヲ得ス右電線ハ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之カ賠償ヲ決定スヘキモノトス

第五十五條 占領國ハ敵國ニ屬シ且占領地ニ在ル公共建物、不動産、森林及農場ニ付テハ其ノ管理者及用益權者タルニ過キサルモノナリト考慮シ右財産ノ基本ヲ保護シ且用益權ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ

第五十六條 市區町村ノ財産並國ニ屬スルモノト雖宗教、慈善、教育、技藝及學術ノ用ニ供セララル建設物ハ私有財産ト同様ニ之ヲ取扱フヘシ

右ノ如キ建設物、歴史上ノ紀念建造物、技藝及學術上製作品ヲ故意ニ押收、破壊又ハ毀損スルコトハ總テ禁セラレ且訴追セララルヘキモノトス

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員カ第四十四條ヲ留保シテ署名シタル陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ其ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國 璽

外務大臣 子爵 内 田 康 哉

●「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約

明治四十五年一月十二日 條約 第十號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、奧地利國皇帝「ボヘミア」國皇帝洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、「ボリツィア」共和國大統領、伯刺西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、清國皇帝陛下、格倫比亞共和國大統領、攻馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛爾蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「パラグエ」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルヅァドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東「ウルグエ」共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ互ニ其ノ力ノ及フ限戰争ニ避クヘカラサル禍害ヲ輕減セムコトヲ希望シ此ノ目的ヲ以テ千九百零六年七月六日「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用セムト欲シ之ニ關スル千八百九十九年七月二十九日ノ條約ヲ改正スル爲條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン
本會議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシオン」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判
所裁判官「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使ジョセフ、エッチ、チョート

特命大使ホレス、ポーター

特命大使ユリアー、エム、ローズ

和蘭國駐劄特命全權公使デヴィッド、ジェーン、ヒル

海軍少將、全權公使チャールス、エス、スベリー

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議議長、全權公使ジョージ、ビー、デーヴィス

全權公使ウィリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ベニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

奧地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下

「コンセイエー、アンチーム」特命全權大使ゲータン、メレー、ド、カボスメレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シャル、ド、マッキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法

學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナル

國務大臣、前司法大臣ジ、ウアン、デン、ヒューベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國學士院會員、男爵ギョーム

「ボリヴィア」共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウデオ、ビニラ

英國駐劄特命全權公使フェルナンド、エ、グッチャラ

伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エズアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官ウルバン、ヴィナロフ

智利共和國大統領

大審院檢事總長イヴァン、カランジューロフ

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト、マッテ

前陸軍大臣、前代議員議長、前亞爾然丁國駐劄特命全權公使カルロス、コンチャ

清國皇帝陛下

特命大使陸徵祥

和蘭國駐劄特命全權公使錢恂

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン
サンチアゴ、ベレス、トリアナ

佛國駐特命全權公使、陸軍將官マルセリアノ、ヴァルガス
玖馬共和國臨時總督

「ハヴァナ」大學國際法教授、上院議員アントニオ、サンチニス、デ、ブスタマンテ
米國駐特命全權公使ゴンザロ、デ、クニナダ、イ、アロステグイ

前「ハヴァナ」中學校長、上院議員マヌエル、サンガイリー
丁抹國皇帝陛下

侍從、米國駐特命全權公使コンスタンチン、フロ
海軍少將クリスチアン、フレデリック、シエルレル

侍從、外務省課長アクセル、ヴェデル
「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フラシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル
共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官アボリナル、テヘラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐特命全權公使ヴィクトル、レンドン
代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

西班牙國皇帝陛下
上院議員、前外務大臣、英國駐特命全權大使ドブルグニ、エル、デ、グイローヤウルーチヤ

和蘭國駐特命全權公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルグサ
下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ
佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア
上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスワールネル、ド、コンスタン

巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設仲裁裁判所裁判
官ルイ、ルノー

和蘭國駐特命全權公使マルスラン、ベレ
大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、フライ
樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ

樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドーナルド、ジエームス、マッケイ、レー
和蘭國駐特命全權公使、「サー」ヘンリー、ハワード

希臘國皇帝陛下
獨逸國駐特命全權公使クレオン、リッパ、ランガベ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジュ、ストレイト
「グアテマラ」共和國大統領

和蘭國駐特命全權公使代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド
獨逸國駐特命全權公使代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ

「ハイチ」共和國大統領

佛國駐節特命全權公使ジャン、ジョセフ、ダルベマル

米國駐節特命全權公使ジー、エヌ、レジェー

前國際公法教授、「ポルトーブランヌ」組合辯護士ビエール、ユヂクール

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐節特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯爵ジョセフ、トルニエ

リ、ブルサチ、デ、ヴェルガノ

下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ボンビリ

參事院議員、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐節特命全權公使佐藤愛麿

盧森堡國大公「ナッソー」公殿下

國務大臣、內閣議長アイシエン

獨逸國駐節代理公使、伯爵ド、ヴィレー

墨西哥合衆國大統領

伊國駐節特命全權公使ゴンザロ、ア、エスタヴァ

佛國駐節特命全權公使セバスタアン、ペー、ド、ミエー

白耳義國駐節兼和蘭國駐節特命全權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

「モンテネグロ」國公殿下

「コンセイエー、ブリヴェ、アンベリアル、アクチュエル」、佛國駐節露國特命全權大使ネリドフ

「コンセイエー、ブリヴェ、アンベリアル」、露國外務省常任顧問官ド、マルテンス

「コンセイエー、デタ、アンベリアル、アクチュエル」、和蘭國駐節露國特命全權公使チャリコフ

諾威國皇帝陛下

前內閣議長、前法學教授、和蘭國駐節兼丁抹國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、

ハーゲルプ

巴奈馬共和國大統領

ベリサリオ、ボラス

「バラグデー」共和國大統領

佛國駐節特命全權公使エウセビオ、マチャイン

比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デュモンソー、ド、ベルジャンゲル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、アッシュ、ド、ボーフォー

國務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判所裁判官ター、エム、セー、アッセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議員、「ヨントクヘル」ジー、セー、セー、デン、ベール、ポール

チュゲール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、「ヨントクヘル」ジー、アー、ローエル

前司法大臣、下院議院ジー、アー、ロエフ

秘露共和國大統領

佛國駐節兼英國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジェー、カンダモ

波新國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタズスサルクネー
和蘭國駐劄特命全權公使ミルツア、アーメッド、カン、サチグ、ウル、ムルク
葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下

參事院議官、「ペール、デ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命全權大使、
候爵デ、ソヴェラル

和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵デ、セリール

瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、ドリウエイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使アレキサンドル、ベルヂマン

和蘭國駐劄特命全權公使エドガール、マヅロコルダト

全露西亞國皇帝陛下

「コンセイエー、ブリヅエ、アクチュエル」、佛國駐劄特命全權大使ネリドフ

「コンセイエー、ブリヅエ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス

「コンセイエー、デタ、アクチュエル」、侍從、和蘭國駐劄特命全權公使チ、リコフ

「サルヴァドル」共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ベドロ、ジー、マテウ

英國駐劄代理公使サンチアゴ、ベレス、トリアナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、參事院議長サヴァ、グルーイッチ

伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ミシエル、ミリチエヴィッチ
暹羅國皇帝陛下

陸軍少將モム、チャチデー、ウドム

公使館參事官セー、コラチオニ、ドレリ

陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリニール

瑞典國、「ゴツ」及「ヴァンド」皇帝陛下

前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官クスト、ヒアルマル、レオナルド、

ハムマルスキョルド

前無省大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル

瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ガストン、カルラン

陸軍參謀大佐、「ジエネヴァ」大學教授ユーージェン、ボレル

「チューリヒ」大學法學教授マックス、フリーベル

土耳其國皇帝陛下

特命大使、「ミニストル、ド、レヅカフ」チユルカン、バシヤ

伊國駐劄特命全權大使レシッド、ペー

海軍中將メヘメッド、バシヤ

東「ウルグエー」共和國大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オールドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ファン、ペー、カストロ

「ヴェネズエラ」合衆國大統領

獨逸國駐荷代理公使ホセ、ヒル、フォルトウ

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一條 軍用病院船即チ傷者、病者及難船者ヲ救護スル唯一ノ目的ヲ以テ國家ニ於テ製造シ又ハ設備スル船隻ニシテ開戦ノ際又ハ戰爭中其ノ使用ニ先チ船名ヲ交戦國ニ通告シタルモノハ戰爭ノ繼續中

之ヲ尊重スヘク且捕獲スルコトヲ得ザルモノトス

右船舶ハ中立港内ノ滯留ニ關シ亦軍艦ト同一視セララルコトナシ

第二條 私人又ハ公認セラレタル救恤協會ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部ヲ懸装シタル病院船ニシテ其ノ所屬交戦國カ之ニ官ノ命令ヲ付シ且開戦ノ際又ハ戰爭中其ノ使用ニ先チ船名ヲ對手國ニ通告シタル

モノハ亦均シク尊重セラレ且捕獲ヲ免ルモノトス

右船舶ハ其ノ懸装中及最後ノ發航ノ際當該官憲ニ於テ監督シタルコトヲ證明スル同官憲ノ書類ヲ携帶スヘシ

第三條 中立國ノ私人又ハ公認セラレタル協會ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部ヲ懸装シタル病院船ニシテ豫メ本國政府ノ同意ヲ得且交戦國ノ一方ノ許可ヲ得テ該交戦國ノ指揮ノ下ニ立チ開戦ノ際又ハ戰爭中該交戦國ヨリ其ノ使用ニ先チ船名ヲ對手國ニ通告シタルモノハ尊重セラレ且捕獲ヲ免ルモノトス

第四條 第一條、第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ國籍ノ如何ヲ問ハス交戦國ノ傷者、病者及難船者ヲ救護扶助スヘシ

各國政府ハ右船舶ヲ何等軍事上ノ目的ニ使用セザルコトヲ約定ス

右船舶ハ決シテ開戦者ノ運動ヲ妨礙スヘカラス

右船舶ハ開戦中ト開戦後トヲ問ハス自己ノ危險ヲ以テ行動スルモノトス

交戦者ハ右船舶ニ對シ監督及臨檢搜索ヲ爲スノ權利ヲ有シ其ノ介助ヲ拒絕シ其ノ離隔ヲ命ジ其ノ航行スヘキ方向ヲ指定シ且其ノ船内ニ監督員ヲ乗込マシムルコトヲ得若事情重大ナルカ爲必要ナルトキハ之ヲ抑留スルコトヲ得ヘシ

交戦者ハ病院船ニ下シタル命令ヲ成ルヘク該船ノ航海日誌ニ記入スヘシ

第五條 軍用病院船ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗リ幅約一「メートル」半ノ綠色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗リ幅約一「メートル」半ノ赤色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ

前記ノ諸船舶ニ附屬スル端舟及救護用ニ供セララルヘキ小船ハ前二項ニ準シテ塗色シ以テ之ヲ標識スヘシ

病院船ハ總テ其ノ國旗ト共ニ「ジエネヴァ」條約ニ定メタル白地ニ赤十字ノ旗ヲ掲ケ又中立國ニ屬スルモノナルトキハ右ノ外指揮ヲ受クル交戦國ノ國旗ヲ大橋ニ掲ケテ之ヲ標識スヘシ

第四條ノ規定ニ依リ敵ノ爲ニ抑留セラレタル病院船ハ其ノ屬スル交戦國ノ國旗ヲ撤去スヘシ

前記ノ病院船及端舟ニシテ其ノ享有スル尊重ヲ夜間確實ナラシムムト欲スルモノハ其ノ附隨スル交戦者ノ同意ヲ得テ其ノ標識塗色ヲ看易クスル爲必要ナル措置ヲ執ルヘシ

第六條 第五條ニ定メタル特殊徽章ハ平時ト戰時トヲ問ハス同條ニ掲ケタル船舶ヲ保護シ又ハ標識スル爲ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七條 軍艦内ニ於ケル戰闘ノ場合ニ於テハ病室ハ爲シ得ル限之ヲ尊重庇護スヘシ

右病室及其ノ所屬材料ニ付テハ戰爭ノ法規ニ從フ但シ傷者及病者ニ必要ナル間ハ其ノ用途ヲ他ニ轉スルコトヲ得ス

病室及其ノ所屬材料ヲ自己ノ權内ニ屬セシメタル指揮官ハ重大ナル軍事上ノ必要アル場合ニ於テハ豫メ病室内ニ在ル傷者及病者ノ安全ヲ確保シタル上ニ之ヲ處分スルコトヲ得

第八條 病院船及艦内病室カ害敵行爲ノ爲ニ使用セラルルトキハ其ノ保護ヲ失フヘシ

病院船及病室ノ人員カ秩序維持及傷者又ハ病者防護ノ爲ニ武装シタル事實並艦内ニ無線電信ノ設備ヲ有スル事實ハ其ノ保護ヲ喪失スヘキ性質ノモノト認メス

第九條 交戦者ハ中立ノ商船、遊船又ハ端舟ノ船長ニ對シ傷者又ハ病者ヲ船内ニ收容シ且之ヲ看護スルコトニ付其ノ慈惠心ニ訴フルコトヲ得

右ノ依頼ニ應シタル船舶及自ラ進テ傷者、病者又ハ難船者ヲ收容シタル船舶ハ特別ノ保護及一定ノ特典ヲ享有スヘシ該船舶ハ如何ナル場合ニ於テモ右輸送ノ事實アリタルノ故ヲ以テ之ヲ捕獲スルコトヲ得ス但シ右船舶ニ對スル特別ノ約束アル場合ヲ除ク外其ノ行ヒタル中立違反ノ行爲ノ爲之ヲ捕獲スルコトヲ得ルモノトス

第十條 捕獲セラレタル一切ノ艦船内ニ在リテ救法、醫療及看護ニ從事スル人員ハ不可侵ニシテ俘虜ト爲スコトヲ得ス右人員カ艦船ヲ退去スルトキハ其ノ私有ニ屬スル物品及外科用具ヲ携帶ス

右人員ハ必要アル限ハ引續キ其ノ職務ニ從事スヘク總指揮官ニ於テ差支ナシト認ムル時ニ至リ退去スルコトヲ得

交戦者ハ其ノ權内ニ歸シタル右人員ニ對シ自國海軍ノ同一階級ノ人員ニ對スルト同額ノ給養及俸給ヲ支給スルコトヲ要ス

第十一條 艦船内ニ在ル陸海軍人及公務上陸海軍ニ附屬スル其ノ他ノ人員ニシテ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル者ハ國籍ノ如何ヲ問ハス捕獲者ニ於テ之ヲ尊重シ且看護スヘシ

第十二條 交戦國ノ軍艦ハ船舶ノ國籍如何ヲ問ハス軍用病院船、救恤協會若ハ私人ニ屬スル病院船、

商船、遊船又ハ端舟内ニ在ル傷者、病者又ハ難船者ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

第十三條 中立國軍艦ニ於テ傷者、病者又ハ難船者ヲ收容シタルトキハ爲シ得ル限右人員ヲシテ再ヒ作戰動作ニ加ルコトヲ得サラシムヘシ

第十四條 交戦國ノ一方ノ難船者、傷者又ハ病者ニシテ他ノ一方ノ權内ニ歸シタル者ハ俘虜タルヘシ之ヲ俘虜ト爲シタル交戦者ハ事情ノ如何ニ依リ或ハ之ヲ抑留シ或ハ之ヲ自國港、中立港又ハ對手國ノ港ニ送致スルコトヲ得此ノ最後ノ場合ニ於テ本國ニ送還セラレタル俘虜ハ戰爭ノ繼續中服役スルコトヲ得ス

第十五條 地方官憲ノ承諾ヲ得テ中立港ニ上陸シタル難船者、傷者又ハ病者ハ中立國ト交戦國トノ間ニ反對ノ協定ナキ限再ヒ作戰動作ニ加ルコトヲ得サラシムル様中立國ニ於テ之ヲ抑留スヘシ

入院及留置ノ費用ハ難船者傷者、又ハ病者ノ所屬國ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

第十六條 各戰團ノ後雙方ノ交戦者ハ軍事上差支ナキ限難船者、傷者及病者ヲ搜索シ且掠奪及虐待ニ對シ此等ノ者及死者ヲ保護スルノ措置ヲ執ルヘシ

右交戦者ハ死者ノ土葬、水葬又ハ火葬カ其ノ死體ヲ綿密ニ検査シタル上ニテ行ハルル様監視スヘシ

第十七條 各交戦者ハ死者ニ付發見シタル軍隊ノ認識票又ハ身分ヲ證明スヘキ記號及蒐集シタル傷者又ハ病者ノ人名簿ヲ成ルヘク速ニ其ノ本國官憲又ハ所屬陸海軍官憲ニ送付スヘシ

交戦者ハ互ニ其ノ權内ニ在ル傷者及病者ノ留置、移動、入院及死亡ニ關シ通報ヲ爲スヘク又捕獲シタル艦船内ニ於テ發見シ又ハ病院ニ於テ死亡シタル傷者若ハ病者ノ遺留シタル一切ノ自用品、有價物、信書等ヲ關係者ニ其ノ本國官憲ヲシテ傳送セシムル爲蒐集スヘシ

第十八條 本條約ノ規定ハ交戦國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

第十九條 交戦國艦隊ノ總指揮官ハ其ノ本國政府ノ訓令ニ從ヒ且本條約ノ綱領ニ準據シテ前諸條ノ執

行ニ關スル細目ヲ定メ且規定ナキ場合ニ付處理スヘシ

第二十條 記名國ハ本條約ノ規定ヲ其ノ海軍及特ニ保護セラルル人員ニ教示シ且之ヲ國民ニ知ラシムル爲必要ナル手段ヲ執ルヘシ

第二十一條 記名國ハ又其ノ刑法不備ナル場合ニ於テハ戰時海軍ノ傷者及病者ニ對スル掠奪及虐待ノ個人的行爲ヲ禁制シ且本條約ニ依リ保護セラレサル船舶カ第五條ニ定メタル特殊徽章ヲ濫用スルコトヲ軍事徽章ノ擅用トシテ處罰スルニ必要ナル手段ヲ執リ又ハ其ノ立法府ニ之ヲ提案スヘキコトヲ約定ス

記名國ハ遲クトモ本條約批准後五年内ニ和蘭國政府ヲ經テ右禁制ニ關スル規定ヲ互ニ通告スヘシ

第二十二條 交戰國陸海軍ノ間ニ戰爭アル場合ニハ本條約ノ規定ハ艦船内ニ在ル軍隊ニ限之ヲ適用スルモノトス

第二十三條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ

前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第二十四條 記名國ニ非サル諸國ニシテ千九百零六年七月六日ノ「ジエネヴァ」條約ヲ承諾シタルモノハ

本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第二十五條 本條約ハ正式ニ批准セラレタル上締約國間ノ關係ニ於テ「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル千八百九十九年七月二十九日ノ條約ニ代ルヘキモノトス

千八百九十九年ノ條約ハ該條約ニ記名シタルモ本條約ヲ批准セサル諸國間ノ關係ニ於テハ依然効力ヲ有スルモノトス

第二十六條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第二十七條 締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告書カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ効力ヲ生スルモノトス

第二十八條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第二十三條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日並加盟(第二十四條第二項)又ハ廢棄(第二十七條第一項)ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得
右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス
千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證抄本ヲ外
交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一節 獨逸國

マルシャル
クリーゲ
ジロセフ、エッチ、チロート
ホレエス、ポーター
ユー、エム、ローズ
デヴィット、ジエーン、ヒル
シー、エス、スベリー
ウイリアム、アイ、ブカナン
ロケ、サエンツ、ベニヤ
ルイス、エム、ドラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ
メレー

第二節 亞米利加合衆國

第三節 亞爾然丁國

第四節 奧地利洪牙利國

第五節 白耳義國

男爵マツキオ
ア、ベルナール
ジー、ウアン、デン、ヒューベル
ギーヨーム

- 第六節 「ボリヴィア」國
- 第七節 伯刺爾西國
- 第八節 勃爾牙利國
- 第九節 智利國
- 第十節 清國
- 第十一節 格倫比亞國
- 第十二節 玖馬共和國
- 第十三節 丁抹國
- 第十四節 「ドミニカ共和國」

クラウチオ、ピニラ
ルイバルボサ
エー、リスボア
陸軍少將ヴィナロフ
イヴァン、カラシニコフ
ドミンゴ、ガナ
アウグスト、マツチ
カルロス、コンチャ
陸徴祥
錢恂
第二十一條ヲ留保ス
ホルヘ、ホルグイン
エス、ベレス、トリアナ
エム、ヴァルガス
アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ
ゴンザロ、デ、クエサダ
マヌエル、サングイリー
セー、ブロン
ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴァハル
アボリナル、テヘラ

第十五 「エックアドル」國

ヴィクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十六 西班牙國

ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤウル、チヤ
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルツオ
ガブリエル、マウラ

第十七 佛蘭西國

レオン、ブールジョア
デスワールネル、ド、コンスタン
エル、ルノー
マルスラン、ベレ

第十八 大不列顛國

エドワード、フライ
アーネスト、サト
レ
ヘンリー、ハワード
第六條、第二十條及左ノ宣言ヲ留保
ス英國全權委員ハ本條約ニ署名スル
ニ當リ英國皇陛下ノ政府ニ於テハ
第十二條ノ適用ハ海軍中又ハ其ノ後
ニ於テ收容セラルタル戰艦員ニシテ
該海軍ニ参加シタルモ
ト解スルコトヲ宣言ス

第十九 希臘國

クレオン、リツ、ランガベ
ジョールジュ、ストレイト

第二十 「グワテマラ」國

ホセ、チブレ、マチヤド

第二十一 「ハイチ」國

ダルベマル、ジャン、ジョセフ
ジー、エヌ、レジェー
ビエール、エチクル

第二十二 伊太利國

ボンピリ
ジー、フジナト

第二十三 日本國

佐藤愛蔵

第二十四 盧森堡國

アイシエン
伯爵ド、ブイレー

第二十五 墨西哥國

ジェー、ア、エスタヴァ
エヌ、ペー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、バラ
ネリドフ

第二十六 「モンテネグロ」國

マルテンス
エヌ、チャリコフ

第二十七 「ニカラグワ」國

エフ、ハーゲルフ
ペー、ボラス

第二十八 諾威國

ジェー、ヂユ、モンソー
ドブルヴェ、アッシュユ、ド、ボーフォール
ター、エム、セー、アッセル

第二十九 巴拿馬國

デン、ペール、ポール、チュゲール
ジー、アー、ローエル

第三十 「バラグエー」國

ジー、アー、ロエフ

第三十一 和蘭國

第三十二	秘露國	セー、ジェー、カンダモ
第三十三	波斯國	モムタゾスサルタネー、 エム、サマド、カン サデグ、ウル、ムルク、 エム、アーメッド、カン 侯爵デ、ソブエラル 伯爵デ、セリール アルベルト、ドリヴエイラ エドガール、マヴロコルダト ネリドフ マルテンス エヌ、チャリコフ ペー、ジー、マテウ エス、ベレス、トリアナ エス、グルーイッチ エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ エム、ジェー、ミリチエヴィッチ モム、チャチデー、ウドム セー、コラチオニ、ドレリ ルアング、ビュヴァナルト、ナリニューバル
第三十四	葡萄牙國	
第三十五	羅馬尼亞國	
第三十六	露西亞國	
第三十七	「サルヴァドル國」	
第三十八	塞爾比亞國	
第三十九	暹羅國	

第四十	瑞典國	「カー、アッシュ、エル、ハムマルスキョルド ヨハンネス、ヘルネル カルラン
第四十一	瑞西國	
第四十二	土耳其國	チユルカン 平和會議ニ於テ承認セラレタル赤新 月ヲ用キルノ權利ヲ留保ス
第四十三	「ウルグエー」國	ホセ、パトレ、イ、オールドニエス
第四十四	「ヴェネズエラ」國	ジー、ヒル、フォルトウル

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ賛同シタル帝國及各國全權委員ノ間
ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ
嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國 璽

外務大臣 子爵 内田 康 哉

◎第二節 規約

●赤十字規約

- 千八百六十三年十月二十六日「ジュネヴァ」府ノ萬國集會ニ於テ制定シタル十箇條ノ規約ハ左ノ如シ
- 第一條 各邦一ノ中央委員ヲ組織シ戰爭アルニ臨ミ其ノ力ノ及フ限リ軍陣醫療ノ業ヲ幫助スヘシ
但シ委員ノ組織ハ各邦適宜ノ法ニ由ルヲ得ヘシ
- 第二條 此ノ委員ヲ補助スルノ目的ヲ以テ設立スル支會ノ數ニハ定限ナシ
但シ支會ハ必ス中央委員ノ指導ヲ受クルモノトス
- 第三條 各邦ノ中央委員ハ其ノ國ノ政府ト約束シ其ノ事業ヲ實施スル場合アル毎ニ必ス政府ノ之ヲ甘受スヘキヲ豫定スヘシ
- 第四條 中央委員及支社ハ平時ニ於テ戰時能ク實用ニ適スルノ準備ヲ爲スヘシ殊ニ各種ノ資財物品ヲ具備シ且ツ義勇看病人ヲ養成スヘシ
- 第五條 戰時ニ於テハ戰鬪國ノ委員其ノ力ノ及フ限リ本國ノ兵ヲ救助スヘシ殊ニ義勇看病人ヲ整理シテ其ノ職ニ服事セシメ陸軍官ト協議シテ被傷者看護ノ場所ヲ設クヘシ
但シ戰鬪國ノ委員ハ局外中立國ノ委員ニ請フテ其ノ補助ヲ求ムルヲ得ヘシ
- 第六條 中央委員ハ陸軍官ノ請求ニ由リ若ハ其ノ認可ヲ經レハ義勇救護人ヲ戰地ニ送ルヘシ
但シ此ノ場合ニ於テハ軍隊司令官ノ指揮ニ從フヘシ
- 第七條 軍陣ニ直接スル義勇救護人ハ之ヲ支配スル中央委員ヨリ一切ノ需用品ヲ辨スヘシ
- 第八條 義勇救護人ハ何レノ國ニ論ナク同一ノ記標即チ白色ノ袖巾ニ赤十字ヲ付スヘシ

第九條 各邦ノ中央委員及ヒ支社ハ萬國會ヲ設ケテ集會シ互ニ其ノ經驗ヲ報告シ其ノ目的ノ實行ニ便宜ナル規約ヲ協議スルヲ得ヘシ

第十條 各邦委員報告ノ交換ハ當分「ジエネヴァ」委員ノ媒介ニ由ルヘシ

●萬國赤十字總會規則

明治三十年九月廿四日總會ニ於テ開催セル萬國赤十字第六回總會ニ於テ決議

修正

●明治三十五年五月聖彼得堡ニ開催セル第七回總會ニ於テ修正
●明治四十年六月ロンドンニ開催セル第八回總會ニ於テ修正

第一條 總會ノ會員トシテ討議及表決ニ與ルノ權利ヲ有スル者左ノ如シ

(イ) 萬國委員及各中央社ノ代表者

(ロ) ジエネヴァ條約ノ締盟各國政府ノ代表者

(ハ) 總會開設ノ任ニ當リタル中央社ヨリ地位アリ又ハ赤十字事業ニ勤勞アル故ヲ以テ特ニ招待ヲ受ケタル者

第二條 決議ハ出席會員ノ多數ニ依ル但シ中央社又ハ一國政府ノ代表者ヨリ國別表決ヲ請求スルトキハ必ス國別表決ヲ行フ可キモノトス

各中央社及各國政府ハ一個ノ表決權ヲ有ス萬國委員亦同シ

第三條 演說者ハ其ノ自國語ヲ以テ陳述スル自由ヲ有ス然レトモ成ル可ク佛蘭西語ヲ用キルヲ可トス佛蘭西語ニ非サル他ノ國語ヲ以テ爲シタル演述ハ通譯者ヲシテ其ノ要領ヲ佛蘭西語又ハ總會ヲ開ケル國ノ邦語ニ口譯セシム

第四條 討論ノ時間ニ限リアルヲ以テ各演說者ハ十五分間以上發言スルコトヲ得ス但シ會議ノ特ニ許可シタル場合ハ此ノ限ニ非ラス各議案ノ報告者ハ之ニ關スル討論ノ發端及終結ニ於テ發言スルコトヲ得可シ

第五條 各會議ノ日程ハ議長事務局之ヲ定ム

第六條 議事日程以外ノ議件ハ相異ナル國ニ屬スル會員五名以上連署シ總會事務局ノ同意ヲ經テ會議
ノ前日マテニ議長ニ申出ツルニ非サレハ許容セラレズ

第七條 總會會員發言ヲ欲スルトキハ其ノ氏名ヲ書記ニ申出ツヘシ
發言ハ記入ノ順序ニ依リ議長之ヲ許可ス

第八條 各事件ニ對スル討議ヲ閉ツルハ記入シタル各演說者ノ發言ヲ了ヘタル後又ハ會員五名ノ贊成
ヲ以テ討論終結ノ動議ヲ爲シ會議ノ採納ヲ得タル後ニ於テス

第九條 會議各一回ノ簡明議事録ヲ作り次回ノ會議ニ於テ其ノ認可ヲ受ク

總會ヲ開設シタル中央社ハ後ニ詳細ニシテ完全ナル議事録ヲ刊行シ之ヲ各國中央社萬國委員及ジエ
ネヅア條約締結各國政府ニ頒付ス可シ

第十條 總會ハ將來萬國總會ノ開設ヲ擔當スル各國中央社ニ向テ凡ソ討議スヘキ問題ニ關スル總ヘテ
ノ報告書ハ總會開會ノ少クトモ十五日前ニ當該中央社ニ到着スル様取計ハンコトヲ勸諭ス此ノ規約
ヲ守ラサル中央社ハ其ノ報告書カ議事日程ニ登サレサルノ危險ヲ冒スヘシ

派遣員ノ特別委員會

第十一條 每總會ノ内部ニ萬國委員ノ派遣員及各中央社ノ派遣員ヲ以テ組織シタル特別委員會ヲ設ク
第十二條 萬國委員及各中央社ハ此ノ委員會ニ會員三名以上ヲ出スコトヲ得ス而シテ其ノ代表者ノ幾
名タルニ拘ラス一個以上ノ表決權ヲ有セサルモノトス

第十三條 各中央社ハ委員會ニ列セシメントスル派遣員ノ氏名ヲ總會開會ノ前ニ之ヲ開設スル國ノ中
央社ノ社長ニ公然通報ス可シ

第十四條 總會ヲ開設スル國ノ中央社社長假リニ議長ト爲リテ委員會ヲ開キ總會ノ議長確定ノ上ハ委
員會ノ議長ト成ル委員會ノ多數決ヲ以テ副議長一名及書記一名ヲ選任ス

第十五條 特別委員會ノ職權左ノ如シ

(一) 總會ノ開會ニ先タチ議長事務局ノ編成及其ノ人員ヲ定メ議長副議長及書記ヲ選任スルコト
前項ノ指名ハ本會議ノ批准ヲ經可キモノトス

(二) 事情及土地ノ狀況ニ依リ總會規則ニ小細ノ改正及増補ヲ加フルノ必要ヲ認ムルトキ會議ニ向
テ之ヲ發議スルコト

(三) 總會ニ提出セラレタル各種ノ問題及動議ヲ討議ニ附スル順序ヲ決定スルコト
(四) 總會ヨリ委任セラレタル問題及動議ヲ調査スルコト

第十六條 特別委員會ノ議事録ハ總會ノ議事録ト同時ニ之ヲ刊行ス

● マリー、フニオドロヴナ基金規則

明治三十五年（千九百〇二年）五月第七回萬國赤十字總會ヲ露西亞國聖德比堡府ニ開設スルニ方リ皇帝ニコラス二世陛下ノ御母マリー、フニオドロヴナ皇太后陛下ニハ戰場ニ於ケル傷病軍人ヲ敏速有効ノ救助ヲ與フルコトニ殊更懸念アラセラレ其ノ方法ノ改良又ハ新方法ヲ發明スル者ヲ獎勵スル資トシテ御手元ヨリ金十萬留ヲ永久基金トシテ下賜セラレタリ此ニ於テ同總會ハ特別委員ヲ設ケテ該基金ノ管理規則及赤十字展覽會開設ノ件ヲ議決シ即チ該基金ノ利子ヲ以テ今後赤十字萬國總會ノ際傷病軍人ノ艱苦ヲ輕減スル方法ニ就キ發明者ニ褒賞ヲ與フルコト及之ト同時ニ傷病者救護方法ニ關スル技術ノ進歩ヲ承知セシムル爲各國赤十字社ノ出品セル競進發明品ヲ以テ赤十字博覽會ヲ開設スルコトナレリ

明治四十年（千九百〇七年）六月英國倫敦ニ於テ開設シタル第八回發明品ノ競進ニハ我カ日本赤十字社モ懸賞問題ノ主旨ニ依テ論文ヲ提出シ之ニ對シテ名譽賞狀ヲ受領セリ
第八回總會ニ於テ基金管理規則ニ多少修正ノ希望アリタル爲其ノ趣旨ヲ斟酌シ明治四十三年規則ヲ改正セリ即チ左ノ如シ

マリー、フニオドロヴナ皇太后御創設赤十字國際基金定款

第一條 傷病軍人ノ痛苦ヲ輕減スヘキ最良發明ノ考案家ニ賞金ヲ贈與センカ爲（マリー、フニオドロヴナ皇太后赤十字國際基金）ヲ設定ス

第二條 基金元資ハ露國赤十字社至高保護者マリー、フニオドロヴナ皇太后陛下ヨリ是レカ爲御下賜アリタル金十萬留ヲ以テ之ヲ構成ス

第三條 基金元資ハ据置トス

第四條 基金元資ノ利子ハ戰場ニ於テ傷病者ノ探索及救助、之ヲ最近救療所ニ最モ速ニ且最モ痛苦寡ク輸送スル方法、其ノ後ノ送還法其他一般ニ戰場及ヒ軍隊後方ニ於ケル傷病者救護ノ最良方法處置等ヲ以テ目的トスル最良發明ヲ案出シタル者ニ贈呈ス可キ賞金ニ供用ス

第五條 基金ハ露國赤十字社本部ニ於テ之ヲ保管、管理スルコトトス

第六條 賞金贈與ノ期日、賞金ノ（第四條記載ノ目的範圍ニ於テ）用途、賞金ノ口數及ヒ金額其ノ他懸賞募集ニ關スル委細事項ハ毎回ノ赤十字國際會議ニ於テ次回ノ國際會議マテ定メ置ク可シ前後兩回ノ賞品授與舉行期ノ間隔ハ五箇年ヨリ短カラサル可シ

第七條 發明ハ嶄新ナルモノ即チ其ノ明細書ヲ前回ノ懸賞募集前ニ公表セサリシモノノ外受理セサル可シ

第八條 發明ノ中實用ノ最モ多大ニシテ効益ハ出陳標本ニ據リテ最モ顯著ナル證明ヲ經タルモノヲ選ミテ之レニ對シ賞金ヲ授與ス

第九條 發明ハ各國赤十字中央委員會ヲ經由スルニ非サレハ懸賞募集ニ參加セシメス但シ其ノ募集參加ノ許否ハ各赤十字社中央委員會ノ權内ニ在リトス

第十條 懸賞募集ト同時ニ之ヲ舉行スヘキ同一市内ニ赤十字展覽會ノ開催アル場合ニハ懸賞募集ニ應シタル發明ハ之ヲ提出シタル個人及設置ノ負擔ヲ以テ當然同會ニ出陳セサル可カラサルモノトス

但シ此ノ場合ニ出陳發明物件ノ爲ニハ特別部門ヲ設ケテ他品トノ區分ヲ分明ナラシムルコトヲ要ス

第十一條 賞金授與ハ特設國際審查委員會之ヲ舉行ス

同委員ノ總數ヲ八名ト定メ内ニ二名ヲ常置委員ト爲ス

常置委員一名ハ露國赤十字社本部他一名ハ赤十字國際委員會之ヲ選定シ其ノ他委員六名ハ他國赤十字中央委員會之ヲ推選ス

第十二條 第七回赤十字國際會議ハ一千九百十七年舉行第一回賞金授與ニ際シテ六箇國赤十字中央委員會ヲ指名シテ國際審查委員會ニ代表者ヲ出サシメタリ

將來各國赤十字中央委員會ヲシテ悉ク順次ニ赤十字國際審查委員會タルコトヲ得セシメンカ爲毎會ノ赤十字國際會議ハ抽籤ヲ以テ前回ノ賞金授與ニ關シタル諸國中央委員會中ノ二ヲ解任シ別ニ二箇國中央委員會ヲ選定シテ之ヲ補缺ス可シ

審查委員會ハ會長ヲ選舉ス會長ハ會務ヲ指導シ事務完結後同會ノ議決其ノ他ニ關スル書類一切ト共ニ同會ヘ提出セラレタル繪圖面、明細書等ヲ悉ク露國赤十字本部ニ移送ス之ニ由リテ同社本部ハ賞記及賞金ヲ交付スルモノトス

第十三條 基金ニ屬スル使用シ得可キ金額ハ專ラ賞金ノ外尙ホ送金費賞記調製費等會務ニ直接關係アル諸入費ニ之ヲ供用ス

應募品ノ懸賞募集地ニ至ル輸送費、同品ノ保管、陳列等ニ要スル費用其ノ他會務ニ直接關係ナキ出費ハ基金ノ負擔ニ屬セサル者トス

第十四條 懸賞募集ノ成績全ク充分ナラサリシトキハ審查委員會ハ賞金授與ニ使用シ得ル金額全部ヲ之ニ使用セサルコトヲ得ル權能アリ但シ其ノ殘額ヲ以テ次回ノ懸賞募集ニ用フ可キ賞金ノ口數及ヒ金額ヲ増加ス可シ

第十五條 各國赤十字中央委員會ハ懸賞募集及ヒ募集事項ノ題目ヲ可成善ク公知セシメンカ爲ニ必要ナル措置ヲ盡スノ義務アル可シ

第十六條 基金ノ用途ニ關スル現行定款ノ變更ハ豫メ露國赤十字社至高保護者ノ裁可ヲ仰キタル上赤

十字萬國總會ノ協賛ヲ經ルニ非サレハ之ヲ決行スルコトヲ得ス

●萬國赤十字展覽會ニ關スル決議

露都開設第七回萬國總會ニ於テ赤十字展覽會ニ關シ決議セル事項ハ左ノ如シ

- (一) 萬國總會ノ全員ヲシテ傷病者救護方法ニ關スル技術進歩ノ現状ヲ承知セシムル爲其ノ開期中萬國赤十字展覽會ヲ開キ各社ヲシテ出品セシムルヲ宜シトス
- (二) 此ノ展覽會ノ編制事務ハ之ヲ次ノ總會ヲ開ク國ノ赤十字社ニ托スルヲ宜シトス
- (三) 各國赤十字社ハ其ノ國人ノ出品物ヲ受取リ其ノ社ノ費用ヲ以テ之ヲ運搬ス可シ

● アウグスタ基金規則

明治二十年（西曆一千八百八十七年）九月第四回萬國赤十字總會ヲ獨逸聯邦巴丁國カルルスルヘ府ニ開設スルニ方リ獨逸國皇帝ウキルヘルム第一世ノ皇后アウグスタ陛下ハ金六千馬克ト肖像附金牌三個同銀牌九個ヲ本總會ニ委託シ將來赤十字事業ニ就キテ發見ノ事ニ功アル時ノ使用ニ供セシメラレタリ、然ルニアウグスタ皇后陛下ハ一千八百九十年崩御セラレタルヲ以テジエネヴァ中央委員ハ陛下ノ赤十字事業ニ對スル偉功ヲ永遠ニ紀念スル爲赤十字各社ノ隨意釀出金及一個人ノ贊助金其ノ他各種ノ寄附金ヲ募リ恩賜金ト併合シテ萬國赤十字基金ヲ創設シ之ニアウグスタ基金ナル名稱ヲ付シ以テ赤十字事業上一般ノ利益ニ使用センコトヲ發企シ明治二十三年（千八百九十年）各國赤十字社ノ寄附ヲ求メタリ右ニ對シ我カ日本赤十字社ハ明治二十四年八月金一千法ヲ寄贈セリ

明治二十五年（千八百九十二年）四月伊太利國羅馬府ニ於テ開設セル第五回萬國赤十字總會及明治三十年（一千八百九十七年）八月埃太利國維也納府ニ於テ開設セル第六回萬國赤十字總會ニハジエネヴァ中央委員ヨリ資金使用方法如何ノ問題ヲ提出セルモ何等確定ヲ見ルニ至ラザリシカ明治三十五年（千九百〇二年）五月露國聖彼得堡ニ於テ第七回萬國赤十字總會ヲ開設スルヤ又ジエネヴァ中央委員ヨリ資金使用ノ方案ヲ提出シ遂ニ利子ヲ元金ニ加ヘ合計十萬法ニ達シタル場合ニハ利子ハ之ヲ元金ニ組入レスシテ赤十字事業ノ爲ニ實際上有益ナル一定ノ用途ノ爲ニ各國赤十字社ノ内請求ヲ爲スモノニ對シ毎年之ヲ下付スヘキ旨ヲ議決シタリ

然ルニ明治四十年（千九百〇七年）八月英吉利倫敦ニ於テ開設セル第八回萬國赤十字總會ニ於テモ亦資金使用方ニ就キ二三ノ問題ヲ提出シタルモノアリ結局其ノ意見ヲ斟酌シテ規則ニ改正ヲ加ヘ現ニ行ハルル基金構成規則及基金收入使用規則ハ即チ左ノ如シ

アウグスタ基金構成規則

- 第一條 故獨逸皇后露西亞女后陛下ノ赤十字ニ對スル御殊勳記念ノ爲メ(アウグスタ基金)ノ名目ノ下ニ國際基金ヲ創設シテ之ヲ赤十字事業一般利益ニ使用スヘキ資ニ供ス
- 第二條 該基金ハ、イ、各國赤十字篤志寄贈金、ロ、個人寄附金其他各種ノ贈與金、ハ、右ニ由リテ組成セル資金ノ利子ヲ以テ成立スヘシ
- 第三條 凡ソ寄附金ハ萬國委員會ニ拂込ミテ同委員會ハ之ヲ確實ナル銀行ニ供托スヘシ
- 第四條 アウグスタ基金ノ現況ハ每歲皇后陛下崩御命日一月七日締切調査シテ萬國委員會報紙上ニ公告スヘシ

アウグスタ基金收入使用規則

- 第一 (一八九九年)維納會議及ヒ(一九〇二年)聖ペートルスブル會議ニ於テ不可讓渡ヲ宣告セラレタルアウグスタ基金ヨリ收ムル利子ハ三箇年目毎ニ萬國委員會ハ之ヲ左記ノ用途ニ充ツヘシ
イ、各國中央委員會カ赤十字事業一般利益上組織スルヲ以テ有利ト認ムヘキ探險
ロ、婦人社團(特ニ看護婦學校開設ニ關スル)
ハ、其他總テ實用目的
- 第二 萬國委員會ハ收入ヲ分配スヘキ年ノ前年十一月一日マテニ分配金ノ請求ヲ受理スヘシ
- 第三 分配金ノ請求ハ各國中央委員會ヲ經由シテ差出スヲ要ス
- 第四 三箇年目毎ニアウグスタ皇后陛下崩御ノ命日即一月七日萬國委員會ハ其ノ決議ヲ各國中央委員會ニ報告スヘシ
- 第五 分配金ノ請求ニシテ採用ナカリシモノ追テ再審ヲ得ンカ爲メニハ收入ヲ分配スヘキ年ノ前年十一月一日マテニ改メテ請求ヲ提出スヘシ

- 第六 萬國委員會ハ會報ヲ以テ分配金ノ請求差出期限ヲ各國中央委員會ニ報告スヘシ
- 第七 萬國委員會ハ毎回ノ萬國赤十字會議ニ前回會議以降贈與シタル分配金ニ關スル報告ヲ提出スヘシ

◎第三節 日本赤十字社條例

●日本赤十字社條例

明治三十四年十二月二日
勅令第二百二十三號

改正 ●明治四十三年五月十九日
勅令第二百二十八號

朕日本赤十字社條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

日本赤十字社條例

- 第一條 日本赤十字社ハ救護員ヲ養成シ救護材料ヲ準備シ陸軍大臣海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ陸海軍ノ戰時衛生勤務ヲ幫助ス
- 第二條 日本赤十字社社長及副社長ハ陸軍大臣海軍大臣ノ奏請ニ依リ勅任ス
- 第三條 陸軍大臣海軍大臣ハ第一條ノ目的ノ爲日本赤十字社ヲ監督ス
- 日本赤十字社ニ於テ病院ヲ開設移轉又ハ閉鎖セムトスルトキハ陸軍大臣海軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第四條 陸軍大臣海軍大臣ハ日本赤十字社ノ申請ニ依リ陸軍衛生部將校相當官海軍軍醫官ヲ日本赤十字社病院ニ派遣シ患者ノ診斷治療其ノ他救護員ノ養成ニ關スル事務ヲ幫助セシムルコトヲ得
- 第五條 陸軍大臣海軍大臣ハ日本赤十字社救護員ノ服制ヲ認可シ之ニ帶劍セシムルコトヲ得
- 第六條 陸軍大臣海軍大臣ハ何時ニテモ官吏ヲ派シ日本赤十字社ノ資産帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得
- 第七條 陸軍大臣海軍大臣ハ何時ニテモ日本赤十字社ニ命シテ其ノ事業ニ關スル諸般ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
- 第八條 陸海軍ノ戰時衛生勤務ニ服スル日本赤十字社救護員ハ陸海軍ノ紀律ヲ守リ命令ニ服スルノ義

務ヲ負フ

第九條 陸海軍ノ戰時衛生勤務ニ服スル日本赤十字社救護員及救護材料等ノ官用輸送機關ニ依ル輸送ハ陸海軍人及軍用品ニ準ス

第十條 陸海軍ノ戰時衛生勤務ニ服スル日本赤十字社ノ理事員醫員調劑員及看護婦監督ノ待遇ハ陸海軍將校相當官ニ書記調劑員補看護婦長看護人長及輸長ノ待遇ハ下士ニ看護婦看護人及輸送人ノ待遇ハ兵卒ニ準ス

第十一條 陸海軍ノ戰時衛生勤務ニ服スル日本赤十字社救護員ノ宿舍糧食舟車馬ハ戰地ニ在リテハ官給シ其ノ他ニ在リテハ場合ニ依リ之ヲ官給スルコトヲ得

附 則

本令施行ノ期日ハ陸軍大臣海軍大臣之ヲ定ム

● 日本赤十字社條例施行期日ノ件

日本赤十字社條例ハ明治四十三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年五月三十一日
陸軍省令 第三十一號

第二章
通規



現行 日本赤十字社例規類集第二章目次

○第二章 通規

◎第一節 定款

- 日本赤十字社定款……………九五
- 本社ノ目的行爲ハ本社其ノ責ニ任シ支部ハ登記ヲセサル件……………一〇一
- 支部長以下業務執行ニ付委任狀ヲ要セサル件……………一〇三

◎第二節 本部

- 日本赤十字社本部規則……………一〇五
- 日本赤十字社本部處務細則……………一一一
- 日本赤十字社本部事務員服務規程……………一一三

◎第三節 支部

- 日本赤十字社支部規則……………一一五

◎第四節 朝鮮本部其他委員部

- 日本赤十字社朝鮮本部規則……………一二一
- 日本赤十字社滿洲委員部規則……………一二五
- 日本赤十字社樺太委員部規則……………一二九
- 日本赤十字社特別委員部規程……………一三一

○第二章 通 規

●第一節 定 款

●日本赤十字社定款

明治三十一年七月九日第十回總會ニ於テ議定
同三十四年十二月五日實施

改正

●明治四十三年六月三日第十八回總會ニ於テ改正議決
同四十三年七月二十三日認可

緒 言

本社ハ明治十年西南ノ戰爭ニ際シ戰地ノ傷者病者ヲ彼我ノ別ナク救療愛護スルノ目的ヲ以テ創立セ
ルモノニシテ博愛社ト名ツケ當時征討總督府ノ允許ヲ得テ實地ニ就キ業務ヲ行ヒ役訖ルノ後之ヲ永
設ノ一社トシ平時務メテ諸般ノ準備ヲ爲シ有事ノ日救護ノ事ニ從フヲ期セシカ明治十九年我政府チ
ユネーヴ條約ニ加盟セラレシヲ以テ本社モ亦益事業ヲ擴張センコトヲ決シ明治二十年社名ヲ日本赤
十字社ト改稱シ社則ヲ更定シ進テデユネーヴ赤十字國際委員ト交渉シ同盟國ノ諸社ト聯伍セリ而シ
テ明治二十七八年及三十七八年ノ戰役ニ於テハ救護員ヲ内外各地ニ派遣シテ彼我ノ傷者病者ヲ救護
シ畏クモ

天皇

皇后兩陛下ヨリ優渥ナル勅諭旨ヲ賜ハリタリ今ヤ社運ノ隆盛ト共ニ愈其ノ基礎ヲ鞏固ニセンカ爲
爰ニ定款ヲ改正スルコト左ノ如シ

日本赤十字社定款

第一款 總 則

第一條 本社ハ民法ノ規定ニ從ヒ主務官廳ノ許可ヲ得テ社團法人ト爲ス

第二條 本社ハ

天皇陛下
皇后陛下ノ至貴至高ナル保護ヲ受ク

第三條 本社ハ皇族ヲ推戴シテ總裁トス

第四條 本社ハ西曆千八百六十三年十月瑞西國デユネーヴ府ニ開設セル萬國會議ノ議決及赤十字事業

ニ關シテ帝國政府ノ締盟ニ係ル國際條約ノ主義ニ從フ

第五條 本社ノ記章ハ白地赤十字トス

第六條 本社ノ定款ハ總會ノ議決ヲ經タル後主務官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七條 本社ハ法定ノ解散事由アルニ非サレハ解散スルコトナシ
解散ノ議決ハ總社員ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第二款 目的及事業

第八條 本社ハ戰時傷者病者ヲ救護スルヲ目的トス

前項主タル目的ノ外天災事變其ノ他必要ノ場合ニ於テ傷者病者ヲ救護シ又ハ救助金ヲ募集スルコトアルヘシ

第九條 本社ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 平時ニ在リテハ救護ニ必要ナル人員ヲ養成シ物品材料ヲ蒐集シ戰時又ハ天災事變ノ急ニ應スルニ足ルヘキ準備ヲ爲スコト
- 二 戰時ニ在リテハ當該官廳ノ命令ニ從ヒ傷者病者ノ救護ニ從事スルコト

三 天災事變ノ際ニ在リテハ當該官廳ノ委囑ニ應シ若ハ其ノ認可ヲ得テ傷者病者ノ救護ニ從事スルコト

本社ハ前記事業ノ經營ニ必要ナル機關トシテ病院ヲ設立ス

第三款 名稱及事務所

第十條 本社ハ日本赤十字社ト稱ス

第十一條 本社ハ主タル事務所ヲ東京市芝區芝公園第五號地一番ニ置ク但シ常議會ノ議決ニ依リ之ヲ移轉スルコトヲ得

第四款 資 產

第十二條 本社ノ資產ハ左ノ如シ

- 一 本社ノ所有ニ屬スル動產不動產
- 二 帝室ノ恩賜金
- 三 社員ノ年釀金、有志者ノ寄附又ハ遺贈ニ係ル金錢物品
- 四 本社ノ財產ヨリ生スル收益及雜收入

第十三條 資產ノ管理及處分ニ關スル規則ハ常議會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

第五款 社 員

第十四條 本社ノ社員ハ左ノ三種トス

- 一 正社員
正社員ハ年釀金三圓以上ヲ納ムル者トス年釀金ハ十箇年ヲ一期トス一期ヲ完了シタル者及一時金二十五圓以上ヲ納メタル者ハ終身社員トス
- 二 特別社員

特別社員ハ本社ノ事業又ハ社資ヲ幫助シタルノ功ヲ以テ常議會ノ議決ニ因リ推薦シタル者トス
三 名譽社員

名譽社員ハ常議會ノ議決ニ因リ推崇シタル者トス

第十五條 名譽社員、特別社員、正社員ニハ各一定ノ社員章ヲ交付ス

第十六條 入社ノ拒絶及社員ノ除名ハ常議會ニ於テ議決シ其ノ理由ハ之ヲ告知セス

第六款 常議會

第十七條 本社ニ常議會ヲ置ク

常議會ハ常議員三十名ヲ以テ組織ス

常議員ハ總會ニ於テ東京市在住ノ社員中ヨリ選舉シ其ノ當選ハ陸軍大臣海軍大臣ヲ經由シテ上奏ス
ルモノトス

常議員ニ非スシテ社長及副社長ニ勅任セラレタル者ハ選舉ヲ用キスシテ常議員トシ常議員ノ數ヲ增
加ス

常議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ三箇年トス但シ重任スルコトヲ妨ケス補闕議員ノ任期ハ前議員ノ任
期ニ依ル

常議員交代ノ場合ニ於テハ前議員ハ新議員ノ就職マテ其ノ任ヲ保續スルモノトス

第十八條 常議會ハ社長ノ招集ニ依リ開會シ本社重要ノ事件ヲ議決ス

第十九條 常議會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十條 常議會ハ定員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

出席員定足數ニ滿タサル場合ニ於テハ社長ハ二週以内ニ於テ更ニ常議會ヲ招集スルモノトス

第二十一條 前條第二項ノ規定ニ從ヒ更ニ常議會ヲ招集シタル場合及天災事變ニ際シ招集ヲ爲シタル

場合ニ於テハ出席員ノ數ニ拘ラス議決ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 天災事變ニ際シ至急救護ヲ要スルトキハ社長ハ救護ノ事業ヲ執行シタル後ニ常議會ノ承
認ヲ求ムルモノトス

第七款 理事及監事

第二十三條 本社ハ一切ノ社務ヲ處理セシムル爲理事十名ヲ置キ理事中ニ左ノ職員ヲ置ク
社 長 一 名
副 社 長 二 名

第二十四條 社長及副社長ニ勅任セラレタル者ハ理事トス其ノ他ノ理事ハ常議會ニ於テ常議員中ヨリ
之ヲ選舉ス

理事ノ當選ハ陸軍大臣海軍大臣ヲ經由シテ上奏スルモノトス

社長副社長及理事ハ名譽職トス

理事ノ任期ハ常議員ノ任期ニ依ル但シ重任スルコトヲ妨ケス

第二十五條 社長ハ社務ヲ提理シ本社ヲ代表シ委員屬員ヲ任免シ總會及常議會ノ議長タルモノトス

副社長ハ社長ヲ補佐シ社長支障アル場合ニ於テ其ノ職務ヲ代理ス

第二十六條 本社ニ監事三名ヲ置ク

監事ハ總會ニ於テ社員中ヨリ選舉シ其ノ當選ハ陸軍大臣海軍大臣ヲ經由シテ上奏スルモノトス

第二十七條 監事ハ名譽職トシ其ノ任期ハ三箇年トス但シ重任スルコトヲ妨ケス

補闕監事ノ任期ハ前監事ノ任期ニ依ル

第八款 總會

第二十八條 本社ハ毎年一回通常總會ヲ招集ス

前項通常總會ノ外社長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

第二十九條 社員十分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ社長ハ其ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ五週日内ニ臨時總會ヲ招集スルコトヲ要ス

第三十條 總會ノ招集及會議ノ目的タル事項ノ通知ハ特ニ指定シタル新聞紙ヲ以テ爲スモノトス

第三十一條 總會ニ於テ表決ヲ爲スハ出席社員ニ限ル

總會ニ出席セサル社員ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲シ又ハ代理人ヲ出スコトヲ得ス

第三十二條 總會ノ議事ハ過半数ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第九款 戰時ノ特例

第三十三條 戰時救護ノ事業ヲ執行スルニ付常議會ヲ招集スルトキハ第二十條ノ規程ヲ適用セス

第三十四條 戰時ニ於テハ理事常議員及監事ノ任期滿ツルト雖平和ノ後ニ非サレハ之ヲ改選セス

第三十五條 戰時ニ執行シタル事業ハ總會ニ報告スルモノトス

第十款 支部及特別ノ機關
第三十六條 北海道、各府縣及臺灣ニ支部ヲ置キ其ノ他必要ノ地ニ特別ノ機關ヲ置ク

第三十七條 支部及特別ノ機關ニ關スル規則ハ常議會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

第十一款 有功章
第三十八條 本社ノ事業又ハ社資ヲ幫助シ特別ノ功勞アリト認メタル者ニハ常議會ノ議決ニ因リ有功章ヲ授與ス

附 則

第三十九條 從前ノ贊助社員ニハ其ノ名稱ヲ存續セシメ年醜金其ノ他取扱仍從前ノ例ニ依ル

● 本社ノ目的行爲ハ本社其責ニ任シ支部ハ登記ヲセサル件

明治三十四年十二月十八日
文乙第二四二三號(本社)

通 牒

法人登記濟ニ付テハ本社ノ目的行爲ハ本社其責ニ任シ支部ハ專ラ委任事項ニ據リ執行スヘキ事トナシ
隨テ其登記ヲセサル事ニ決定シタル本社ノ方針ニ付右様御承知相成度一應爲念御通知申進候也

●支部長以下業務執行ニ付委任狀ヲ要セサル件

明治三十五年一月廿五日
文甲第一八號(社長)

通牒

客年十二月本社定款實施ノ際支部長ノ業務執行ニ付テハ委任狀ヲ要スルヤ否ヤノ疑問モ相生候處先以テ其責任權限ヲ明ニスル爲メ委任狀ヲ發布致候義ニ有之爾來更ニ該件ニ關シ講究候處本社ノ如キ殆ト國家機關同一ナル事業ニ付テハ別段委任狀交付ノ必要ヲ認メス且實際ニ於テ委任狀ヲ用キサル方最希望スル所ニ有之抑代理權ノ發生ハ本人カ意志ヲ表示シ代理者其意志ヲ受クルニ基クモノニ付「定款第三十八條」ニ據リ常議會ノ議決ヲ經テ制定發布スル支部長規則ハ即チ本社ノ意志表示ニテ自然ノ委任條件ナレハ「今回改正支部長規則第十條中」ニ更ニ委任事項ヲ明示シ當然支部長規則ヲ以テ委任事項ト認ムルコトヲ得

支部長委員又ハ分區委員等ノ身分ニ付テハ支部長規則ノ所定ニヨリ囑托同時ニ代理人又ハ復代理人タル身分ヲ取得スルモノトス

以上ノ理由ニヨリ委任狀全廢ノ事ニ決定致候間右様御承知可然御取計有之度就テハ曩ニ差進候委任狀ハ此際御返還相成候様致度此段及御通牒候也

◎第二節 本部

●日本赤十字社本部規則

大正四年七月二十四日
本達 甲第一號

日本赤十字社本部規則左ノ通改正シ大正四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本赤十字社本部規則

- 第一條 本部ハ本社一切ノ事務ヲ統理ス
- 第二條 理事會ハ少クトモ每週一回之ヲ開ク
- 第三條 常議會ノ議決又ハ承認ヲ經ヘキ事項左ノ如シ
- 一、名譽社員及特別社員推薦ノ件
 - 一、有功章授與ノ件
 - 一、入社ノ拒絶及除名處分ノ件
 - 一、總會開設ノ件
 - 一、諸規則設定及改正、廢止等ノ件
 - 一、戰時及災害救護實施ノ件
 - 一、救護準備ノ程度變更ノ件
 - 一、豫算ノ件
 - 一、繰替貸金ノ件
 - 一、借入金ノ件

- 一、盜難、紛失金等缺損處分ノ件
- 一、土地建物賣買、讓受、讓渡及交換等ノ件
- 一、臨時寄附金募集ノ件
- 一、訴訟又ハ和解ノ件
- 一、決算及財産目錄承認ノ件
- 一、前記ノ外理事會ニ於テ常議會ニ付スヘシト思考スル件
- 第四條 常議會ノ議案ハ理事會ノ決議ヲ經テ社長之ヲ提出ス
- 第五條 常議會ニ於ケル議事ノ經過ハ議事要録ヲ備ヘテ之ヲ登錄シ議長及出席議員ノ内二名以上之ニ檢印スヘシ
- 第六條 監事會ハ毎月一回之ヲ開ク
- 第七條 監事ハ常議會ニ列席シ意見アルトキハ之ヲ陳述スルコトヲ得
- 第八條 監事ハ諸帳簿、計表ヲ檢査シ處務ノ説明又ハ文書ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得
- 第九條 總會ニ報告スル決算ハ監事ノ意見ヲ添フヘシ
- 第十條 理事ノ内三名ハ社長ノ指定ニ依リ社長ヲ助ケテ常務ヲ分掌ス
- 第十一條 本部ニ左ノ四課ヲ置ク
秘書課 庶務課 救護課 經理課
- 第十二條 本部ニ左ノ事務員ヲ置ク
參事 四名
主事 六名
技師 若干名

書記 若干名
技手 若干名

- 第十三條 參事主事技師ハ社長總裁ニ稟申シテ之ヲ命ス
書記技手ハ社長之ヲ命ス
參事ハ課長トナリ上長ノ命ヲ受ケ課務ヲ掌理ス
主事ハ上長ノ命ヲ受ケ課務ヲ分掌ス
技師ハ上長ノ命ヲ受ケ技術ニ關スルコトヲ掌ル
書記技手ハ上長ノ命ヲ受ケ事務ニ服ス
- 第十四條 事務ノ都合ニ依リ俸給豫算内ニ於テ囑託員及雇員ヲ置クコトヲ得
- 第十五條 秘書課ハ左ノ事務ヲ掌ル
一、社印職印ノ管守
一、機密ニ關スル事項
一、職員ノ任免、進退及救護員ノ任免ニ關スル事項
一、褒賞、懲戒、報酬及弔慰ニ關スル事項
一、本部諸會議ニ關スル事項
一、外國赤十字ニ關スル事項
一、通譯、翻譯ニ關スル事項
一、査閱執行ニ關スル事項
- 第十六條 庶務課ニ庶務、記録ノ二係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス
庶務係

- 一、文書ノ接受發送ニ關スル事項
- 一、社員ノ入退異動及名簿ニ關スル事項
- 一、篤志、功勞ノ表彰ニ關スル事項
- 一、本社及支部總會ニ關スル事項
- 一、篤志看護婦人會ニ關スル事項
- 一、他課ノ分掌ニ屬セサル事項

記 録 係

- 一、統計、報告書等ノ調製、刊行、配布ニ關スル事項
- 一、文書ノ編纂保存ニ關スル事項
- 一、圖書ノ保管ニ關スル事項
- 一、官報、新聞、雜誌及機關雜誌ニ關スル事項

第十七條 救護課ニ救護、材料ノ二係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス

救 護 係

- 一、戰時救護ニ關スル事項
- 一、災害救護ニ關スル事項
- 一、結核豫防撲滅ニ關スル事項
- 一、救護員生徒及候補生教育ニ關スル事項
- 一、救護員任免ノ調査ニ關スル事項
- 一、演習、講習、點呼召集ニ關スル事項
- 一、病院ニ關スル事項

材 料 係

- 一、救護材料ノ準備ニ關スル事項
- 一、救護材料ノ製作、貯藏、檢査及貸與、給與ノ方法ニ關スル事項
- 一、病院船ノ艦裝、病院列車ノ備裝ニ關スル事項
- 一、本部救護材料ノ購買、管守及出納ニ關スル事項
- 一、支部救護材料ノ依託購買ニ關スル事項
- 一、本部救護員生徒及候補生ノ被服ニ關スル事項
- 一、本部倉番、磨工等ニ關スル事項

第十八條 經理課ニ主計、用度ノ二係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス

主 計 係

- 一、總豫算總決算ニ關スル事項
- 一、特別會計ノ豫算、決算ニ關スル事項
- 一、財産目錄調製ニ關スル事項
- 一、現金並有價證券ノ出納及管守ニ關スル事項
- 一、本部直轄社員ノ年釐金ニ關スル事項

用 度 係

- 一、本部所管ノ經費及諸收入ノ豫算、決算並會計ニ關スル事項
- 一、土地建物ノ管理ニ關スル事項
- 一、本部所屬物品ノ出納及管守ニ關スル事項
- 一、營繕ニ關スル事項

- 一、本部内ノ取締ニ關スル事項
- 一、本部玄關番、給仕、小使等ニ關スル事項
- 第十九條 専門ノ學識ヲ要スル事項ニ關シテ諮問ヲ爲ス爲顧問ヲ置クコトヲ得
- 第二十條 社務ニ關シテ協賛ヲ求ムル爲協賛員ヲ置クコトヲ得
- 第二十一條 顧問及協賛員ハ總裁又ハ社長之ヲ委嘱ス
- 第二十二條 本部ハ毎年四月三十日迄ニ前年度ノ事業年報ヲ調製ス
- 第二十三條 本部ハ社員名簿ヲ置テ社員籍ヲ明ニス
- 慈惠員ハ別ニ總名簿ヲ置テ其名ヲ保存ス
- 社員ハ所屬ノ支部又ハ特別ノ機關ヲシテ之ヲ分管セシム但外國人(内地居留者ノ外)又ハ海外在留者(外國ニ寄留シ支部タルモノ又ハ海外ニ在テ入社セシモノ)ハ本部ニ於テ之ヲ直轄ス
- 第二十四條 本部ハ財産目錄ヲ備ヘテ本社財産ノ種類員數ヲ明ニス
- 第二十五條 名譽職員社用ノ爲要シタル經費ハ之ヲ支辨シ又其ノ慰勞等ノ爲金品ヲ贈與スルコトヲ得

●日本赤十字社本部處務細則

大正四年八月三日
本達乙第二號

改正 ●大正六年四月四日
本達乙第一號

日本赤十字社本部處務細則左ノ通改正シ大正八年八月三日ヨリ之ヲ施行ス

日本赤十字社本部處務細則

- 第一條 凡ソ文書ハ社長名、副社長名又ハ社名ヲ以テ之ヲ發スルヲ例トス事項ニ依リテハ課名又ハ課長名ヲ以テ發スルコトヲ得
- 第二條 書記、技手ノ内二名宛輪番ヲ以テ宿直スヘシ
- 第三條 本部ノ執務時間及休日左ノ如シ

執務時間

自三月一日	午後八時ヨリ	
至七月十日	午後四時迄	(土曜日ハ)
自七月十一日	午前八時ヨリ	正午十二時迄)
至九月十日	正午十二時迄	
自九月十一日	午前九時ヨリ	
至二月末日	午後四時迄	(土曜日ハ)
		正午十二時迄)

休日

大祭祝日
皇后陛下御誕辰

靖國神社例祭日

本社創立日

自十二月二十九日至一月三日

第四條 本部ニ到達スル文書ハ庶務課ニ於テ之ヲ接受シ親展文書ハ各名宛ニ配布シ其ノ他ハ披閱登錄ノ上事件ノ所管ニ從ヒ各課長ニ配付スヘシ

配付ヲ受ケタル文書ハ速ニ處分案ヲ具シ社長ノ決裁ヲ受クヘシ但シ輕易ノ事項ハ課長之ヲ處分シタル後社長ニ報告スヘシ

各課ノ發按ニ係ル文書亦前項ニ準ス

第五條 理事會又ハ常議會ニ提出スヘキ文書ハ主務課ニ於テ其ノ案ヲ具シ秘書課ニ於テ提出ノ手續ヲ爲スヘシ

各議案ノ原本ニハ開會ノ年月日該議事ノ結果ヲ記入スヘシ

第六條 社長決裁済ノ文書ニシテ發送ヲ要スルモノハ主務課ヨリ庶務課ニ付シ庶務課ニ於テ淨書シ(之ニ主務課長ノ檢印ヲ得)タル後主務課ニ返付スヘシ

第七條 發送スヘキ文書ハ庶務課ニ於テ發送簿ニ月日、受信者、文書ノ番號(番號ナキモノハ件名)ヲ配註シ封緘シテ經理課ニ送付シ同課ニ於テ發送ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條 主務課ニ於テ封緘ノ文書及金券其ノ他貴重品ヲ發送スルトキハ封皮ニ番號ヲ記シテ庶務課ニ送付シ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第九條 事件完結ノ文書ハ直ニ之ヲ庶務課ニ引繼クヘシ但シ會計帳簿、收支報告、證票、計表類ハ特ニ期限ヲ定メ各其ノ首尾ヲ整ヘ目錄ヲ添ヘテ引繼クヘシ

第十條 文書ハ本社用務ノ外何人ニモ原本ヲ閱覽セシメ又ハ謄寫セシムルコトヲ得ス

●日本赤十字社本部事務員服務規程

明治四十年十月廿八日 應 第 二 一 〇 號

改正 ●大正元年九月二十日 本達乙第六號

日本赤十字社本部事務員服務及文書取扱規程ヲ日本赤十字社事務員服務規程ト改メ同規程中左ノ通改正ス

日本赤十字社本部事務員服務規程

第一條 日本赤十字社本部事務員ハ報國恤兵ノ社旨ヲ體認シ互ニ誠實ヲ主トシ一致協同事務ニ服スヘシ

第二條 事務員ハ各上級者ニ對シ服從スヘキハ勿論下級者ニ接スルモ懇切懇勸ヲ主トシ苟モ倨傲ノ舉動アルヘカラス

第三條 事務員ハ就職ノ始メニ於テ一定ノ書式ニ據リ履歷書ヲ作り秘書課ニ差出スヘシ

第四條 事務員ハ毎日所定ノ時刻迄ニ出社シ出勤簿ニ捺印ノ上各事務ニ服スヘシ

第五條 各員己ノ職務ニ關スルト又ハ他人ヨリ聞知シタルトヲ問ハス本社ノ機密ヲ漏洩シ又ハ未發ノ文書ヲ他ニ漏示スヘカラス

第六條 事務員病氣其他ノ事故ニヨリ缺勤スルトキハ當日執務時間内ニ到達スヘキ様書面ヲ以テ届出ツヘシ但シ病氣缺勤一週日ヲ過クルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ更ニ届出爾後三十日毎ニ同様ノ手續ヲナスモノトス

第七條 事務員父母重病ノ爲メ看護ヲ願出ツルトキハ事務ノ都合ニ依リ許可スルコトアルヘシ

第八條 事務員父母祭日ニハ休暇ヲ得ヘシ此場合ニハ前日中ニ書面ヲ以テ届出ツヘシ

第九條 (削除)

- 第十條 上職ノ者ハ常ニ部下ヲ監督シ事務ノ進行ニ注意スヘシ
- 第十一條 事務員ハ外來者ニ接スルニ懇切ヲ主トシ速ニ其用務ヲ辨シ苟モ倨傲不遜ノ舉動アルヘカラス
- 第十二條 外來者應接ハ指名又ハ各課所管事項ニ係ルモノノ外庶務課長之ヲ擔當スヘシ
- 第十三條 外來者應接ハ特ニ事務室内ヲ要スルノ外應接所ニ於テスヘシ
- 第十四條 事務員日々退出ノトキハ其取扱ニ係ル書類物品ヲ取纏メ散亂セシムヘカラス殊ニ緊要書類ハ常ニ注意シテ非常持退ノ備ヲ爲シ置クヘシ
- 第十五條 普通事務用品ノ外各課ニ於ケル臨時所要ノ物品ハ其理由ヲ詳記シ課長ノ認印ヲ得テ用度課長ニ請求スヘシ
- 第十六條 事務員轉職若ハ解職ノトキハ從來取扱タル書類物品ヲ整理シ目錄ヲ添ヘ引繼ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十七條 本部近傍ノ出火其他變事アルトキハ事務員速ニ出社シ書類物件等ノ保護ニ勤ムヘシ

第三節 支部

日本赤十字社支部規則

明治三十五年一月二十八日 文 甲 第 二 八 號

- 改正
- 明治三十五年十月十五日 文 甲 第 四 五 〇 號
 - 同三十六年七月十五日 一ノ一 第一一三六號
 - 同三十七年九月三十日 一ノ一 第六八六號
 - 同四十一年二月一日 本 達 甲 第 一 號
 - 同四十三年三月十四日 本 達 甲 第 二 號
 - 同四十三年九月二十一日 本 達 甲 第 一 二 號
 - 同四十四年九月十九日 本 達 甲 第 二 〇 號
 - 同四十五年三月十五日 本 達 甲 第 一 號
 - 大正元年九月二十日 本 達 甲 第 五 號
 - 大正二年六月十七日 本 達 甲 第 九 號
 - 大正四年七月二十四日 本 達 甲 第 四 號
 - 大正六年七月二十四日 本 達 甲 第 四 號
- 日本赤十字社支部規則別冊ノ通改正シ明治三十五年三月一日ヨリ實施ス

日本赤十字社支部規則

- 第一條 支部ハ地方廳(臺灣ハ總督府)所在地ニ置キ其地方名ヲ冠稱ス
- 支部ノ下各郡市役所(市制第六條ニ該當スル市ハ區役)所在地ニ委員部ヲ置キ委員部ノ下町村役場所在地(臺灣ハ便宜小區域ヲ定ム)ニ分區ヲ設ケ各其郡市區町村名等ヲ冠稱ス但郡市區町村ヲ置カサル地ニ在テハ之ニ相當スル役所役場所在地ニ置クモノトス
- 第二條 支部委員部分區ノ管轄區域ハ各行政區劃ニ據ル
- 支部ニ於テ必要ト認ムルトキハ社長ノ承認ヲ經テ行政區劃ニ據ラス別ニ區域ヲ定メテ委員部ヲ置キ又ハ之ヲ置カスシテ支部直管ト爲スコトヲ得
- 第三條 支部ニ左ノ職員ヲ置ク

支部長 一名

支部副長 ハ其所轄地方ニ係ル一切ノ事務ヲ總管ス

支部副長 一名又ハ二名

幹事 支部副長ハ支部長ヲ佐ケ長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

主事 三名以内

支部長ノ命ヲ受ケ事務ニ參ス

支部長ノ命ヲ受ケ庶務會計ヲ處理ス但必要ニ依リ一名ヲ増シ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

事務委員 若干名

書記 若干名

技手 一名

上長ノ命ヲ受ケ事務ニ從事ス

事務ノ都合ニ依リ雇員若干名ヲ置クコトヲ得

第四條 委員部及ヒ分區ニ左ノ職員ヲ置ク

委員長 每委員部一名

支部長ノ命ヲ受ケ各所定ノ區域ニ隨ヒ部務ヲ處理ス

事務委員 若干名

上長ノ命ヲ受ケ事務ニ從事ス

事務多端ナル委員部ニハ書記又ハ雇員若干名ヲ置クコトヲ得

分區委員 每分區一名

委員長ノ命ヲ受ケ區務ヲ處辨ス

事務多端ナル分區ニハ補助分區委員若干名ヲ置クコトヲ得

收入委員 每分區及分區ヲ設ケサル毎委員部ニ一名

委員長ノ命ヲ受ケ年釐金及寄附金ノ收納ニ從事ス

前項ノ事務ハ協賛委員ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

第五條 東京市京都市大阪市ニ委員監督一名委員副監督三名以内ヲ置キ市内ノ委員部ヲ監督セシム

前項以外ノ各市及臺灣各廳委員部ニハ委員副長二名以内委員若干名ヲ置キ委員長ヲ補佐セシムルコトヲ得

第六條 支部長支部副長ハ名譽職トシ社長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ上奏シテ委囑ス

委員監督、委員副監督ハ名譽職トシ社長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ委囑ス

幹事、委員長、委員副長、委員ハ名譽職トシ主事ハ有給職又ハ名譽職トシ支部長ノ推薦ニ依リ社長之ヲ總裁ニ稟申シテ委囑又ハ任命ス

事務委員、分區委員ハ名譽職トシ支部長之ヲ委囑ス

收入委員ハ名譽職トシ委員長ノ推薦ニ依リ支部長之ヲ委囑ス其任期ヲ三箇年トス但重任スルコトヲ妨ケス

書記、技手ハ支部長之ヲ選命ス

第七條 支部ニ會計監事二名以内ヲ置ク

會計監事ハ支部及病院ノ決算ヲ審査シ又毎月一回會計帳簿、計表、證憑書類、現金、證券及物品、救護材料等ヲ検査ス

會計監事ハ名譽職トシ支部長ノ推薦ニ依リ社長之ヲ總裁ニ稟申シテ委囑ス

第八條 支部二十名已上二十名已下ノ商議員ヲ置キ其任期ハ三箇年トス但重任スルコトヲ妨ケス
商議員ハ支部長ノ諮詢ニ應シテ重要ノ事項ヲ審議ス

第九條 支部ハ社務ニ關シテ協賛ヲ求ムル爲メ協賛員ヲ置クコトヲ得
協賛員ハ名譽職トシ其委囑ノ手續ハ商議員ニ同シ

第十條 委員部ハ必要ニ應シテ特ニ協賛委員ヲ置クコトヲ得其任期ヲ三箇年トス但重任スルコトヲ妨ケ
ス

協賛委員ハ名譽職トシ委員長ノ推薦ニ依リ支部長之ヲ委囑ス

第十一條 支部ハ其地方全部若クハ一部ノ社員總會ヲ開クコトヲ得

第十二條 支部管掌ノ事項左ノ如シ

- 一 本社ノ主義ヲ普及セシメ有志者ヲ獎勵誘導シテ社業ノ擴張ヲ圖ルコト
- 二 社員ノ入退其他異動ニ關スル手續ヲナスコト
- 三 社員名簿ヲ備ヘテ社員籍ヲ明カニスルコト
- 四 年釀金其他ノ收入金ヲ收納スルコト
- 五 寄附ノ金員物品ヲ受領スルコト
- 六 支部所管財産ノ保管及管理ヲスルコト
- 七 支部ノ會計ヲ經理スルコト
- 八 救護員及救護材料ヲ準備スルコト
- 九 戰時救護及災害救護ニ従事スルコト
- 十 結核豫防撲滅事業ヲ施設スルコト

十一 篤志看護婦人會支會ヲ監督スルコト

第十三條 名譽職員社用ノ爲メ要シタル經費ハ之ヲ支辨シ又其慰勞等ノ爲メ金品ヲ贈與スルコトヲ得
附 則

第十四條 支部處務ノ細則ハ社長ノ承認ヲ經テ支部長之ヲ定ム

第十五條 本規則ハ明治三十五年三月一日ヨリ施行ス

◎第四節 朝鮮本部其他委員部

●日本赤十字社朝鮮本部規則

明治四十三年十二月十日
本達 甲 第一八號

改正 ●大正四年七月二十四日
本達 甲 第四號

日本赤十字社朝鮮本部規則左ノ通改正ス

日本赤十字社朝鮮本部規則

第一條 日本赤十字社ハ朝鮮ニ日本赤十字社朝鮮本部ヲ置ク

第二條 朝鮮本部ヲ朝鮮總督府所在地ニ支部ヲ道所在地ニ置ク

支部ハ必要ニ應シ便宜道所在地以外ノ地ニ置クコトヲ得

支部ノ管轄區域ハ社長ノ承認ヲ經テ總長之ヲ定ム

支部ハ其ノ所在地名ヲ冠稱ス

支部ハ其ノ所轄區域中便宜ノ地ニ委員部ヲ置クコトヲ得

委員部ハ其ノ所在地名ヲ冠稱ス

第三條 朝鮮本部ニ左ノ職員ヲ置ク
總長

一切ノ部務ヲ總管ス

副總長

若干名

總長ヲ佐ケ總長事故アルトキハ副總長ノ内一名便宜其ノ職務ヲ代理ス

管事 若干名

總長ノ命ヲ受ケ庶務會計ヲ主掌ス但シ其ノ一名ヲ專務管事トナスコトヲ得

主幹 二名
上長ノ命ヲ受ケ庶務會計ヲ處理ス

書記 若干名
上長ノ命ヲ受ケ事務ニ服ス
事務ノ都合ニ依リ事務委員雇員若干名ヲ置クコトヲ得

第四條 支部ニ左ノ職員ヲ置ク
支部長

總長ノ命ヲ受ケ部務ヲ處理ス
支部副長 若干名

支部長ヲ佐ケ支部長事故アルトキハ副長ノ内一名便宜其ノ職務ヲ代理ス
幹事 若干名

支部長ノ命ヲ受ケ庶務會計ヲ主掌ス但シ其ノ一名ヲ常務幹事トナスコトヲ得
事務委員 若干名

書記 若干名
上長ノ命ヲ受ケ事務ニ從事ス

事務ノ都合ニ依リ雇員若干名ヲ置クコトヲ得
第五條 委員部ニ左ノ職員ヲ置ク
委員長

支部長ノ監督ヲ受ケ各所定ノ區域ニ隨ヒ部務ヲ處理ス
委員副長 若干名

委員長ヲ佐ケ委員長事故アルトキハ委員副長ノ内一名便宜其ノ職務ヲ代理ス
事務委員 若干名

委員長ノ命ヲ受ケ事務ニ從事ス
事務ノ都合ニ依リ雇員若干名ヲ置クコトヲ得

第六條 總長ハ社長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ上奏シテ委嘱ス
副總長ハ社長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ委嘱ス

支部長ハ總長推薦シ社長ノ稟申ニ依リ總裁之ヲ委嘱ス
管事、支部副長、幹事、委員長、委員副長ハ總長ノ推薦ニ依リ社長之ヲ總裁ニ稟申シテ委嘱ス

主幹、事務委員ハ總長之ヲ委嘱シ本部ノ書記ハ總長之ヲ命シ支部ノ書記ハ支部長之ヲ命ス
第七條 朝鮮本部ニ評議員若干名ヲ置ク

評議員ハ總長ノ諮詢ニ應シ豫算其ノ他重要ノ事項ヲ審議ス
評議員ハ總長推薦シ社長ノ稟申ニ依リ總裁之ヲ委嘱ス

第八條 朝鮮本部ニ會計監事一名又ハ二名ヲ置ク
會計監事ハ決算ヲ審査シ又毎月一回會計帳簿、計表、證憑書類、現金證券及物品、救護材料等ヲ検査ス

會計監事ハ總長ノ推薦ニ依リ社長之ヲ總裁ニ稟申シテ委嘱ス
第九條 朝鮮本部ハ必要ニ應シ顧問、協賛員ヲ置クコトヲ得

顧問、協賛員ハ總長ノ推薦ニ依リ社長之ヲ總裁ニ稟申シテ委嘱ス
第十條 支部ハ必要ニ應シ協賛委員ヲ置クコトヲ得

協賛委員ハ支部長ノ推薦ニ依リ總長之ヲ委囑ス

第十一條 委員部ハ必要ニ應シ賛助委員ヲ置クコトヲ得

賛助委員ハ委員長ノ推薦ニ依リ總長之ヲ委囑ス

第十二條 朝鮮本部ハ全部又ハ一部ノ社員總會ヲ開クコトヲ得

第十三條 朝鮮本部管掌ノ事項左ノ如シ

- 一 本社ノ主義ヲ普及セシメ有志者ヲ獎勵誘導シテ社業ノ擴張ヲ圖ルコト
- 二 社員ノ入退、其ノ他異動ニ關スル手續ヲ爲スコト
- 三 社員名簿ヲ備ヘテ社員籍ヲ明ニスルコト
- 四 年釐金其ノ他ノ收入金ヲ收集スルコト
- 五 寄附ノ金員物品ヲ受領スルコト
- 六 會計ヲ經理スルコト
- 七 日本赤十字社篤志看護婦人會支會ヲ監督スルコト
- 八 社長ノ承認ヲ經テ患者救療又ハ天災事變ノ救護ニ從事スルコト但シ天災事變ニ際シ社長ノ示達ヲ待ツコト能ハサルトキハ直ニ救護ヲ施行シ即時其ノ旨ヲ社長ニ申告スヘシ

附 則

第十四條 朝鮮本部ニ於テ必要ト認ムルトキハ社長ノ承認ヲ經テ處務細則ヲ設クルコトヲ得

第十五條 本則ハ發表ノ日ヨリ之ヲ施行ス

● 日本赤十字社滿洲委員部規則

大正二年三月十七日 本達 甲 第二號

改正

●大正四年七月二十四日 本達 甲 第四號

●大正八年六月二十四日 本達 甲 第七號

日本赤十字社滿洲委員部規則ヲ左ノ通改正シ大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本赤十字社滿洲委員部規則

第一條 日本赤十字社滿洲委員本部ヲ關東廳所在地ニ委員支部ヲ滿洲ニ於ケル總領事館、領事館、民政署及同支署所在地ニ置ク

委員支部ハ必要ニ應シ出張所ヲ置クコトヲ得

委員支部ノ管轄區域ハ總領事館、領事館、民政署及同支署所轄區域ニ從フ

委員支部及出張所ハ其ノ所在地名ヲ冠稱ス

第二條 委員本部ニ左ノ職員ヲ置ク

總 長 一 名

一切ノ部務ヲ總管ス

副總長 四名以内

總長ヲ佐ケ總長事故アルトキハ副總長ノ内一名便宜其ノ職務ヲ代理ス

必要ニ依リ副總長ノ内ヲ以テ支部長ヲ兼務セシムルコトアルヘシ

幹 事 若干名

總長ノ命ヲ受ケ部務ニ參ス

主 事 一 名

總長ノ命ヲ受ケ庶務會計ヲ處理ス

主事補 若干名

書記 若干名

上長ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ從事ス

事務ノ都合ニ依リ雇員若干名ヲ置クコトヲ得

第三條 各委員支部ニ左ノ職員ヲ置ク

支部長 一 名

總長ノ命ヲ受ケ部務ヲ處理ス

支部副長 若干名

支部長ヲ佐ケ長事故アルトキハ副長ノ内一名便宜其ノ職務ヲ代理ス

委員支部出張所ヲ設ケタルトキハ副長ノ内一名ヲシテ其ノ事務ヲ處辨セシム

主事補 若干名

事務委員 若干名

支部長ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ從事ス

委員支部及委員支部出張所ハ事務ノ都合ニ依リ書記又ハ雇員若干名ヲ置クコトヲ得

第四條 總長、副總長ハ名譽職トシ社長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ委囑ス

支部長ハ名譽職トシ總長ノ推薦、社長ノ稟申ニ依リ總裁之ヲ委囑ス

幹事、支部副長ハ名譽職トシ總長ノ推薦ニ依リ社長之ヲ總裁ニ稟申シテ委囑ス

主事ハ名譽職又ハ有給職トシ總長ノ推薦ニ依リ社長之ヲ總裁ニ稟申シテ委囑又ハ任命ス

主事補ハ名譽職又ハ有給職トシ事務委員ハ名譽職トシ總長之ヲ委囑又ハ任命ス
書記ハ總長之ヲ選命ス

第五條 委員本部ニ會計監事一名又ハ二名ヲ置ク

會計監事ハ委員本部及病院ノ決算ヲ審査シ又毎月一回會計帳簿、計表、證憑書類、現金證券及物品
救護材料等ヲ檢査ス

會計監事ハ名譽職トシ總長ノ推薦ニ依リ社長之ヲ總裁ニ稟申シテ委囑ス

第六條 委員本部ニ商議員若干名ヲ置ク

商議員ハ總長ノ諮詢ニ應シテ重要ノ事項ヲ審議ス

商議員ハ名譽職トシ總長ノ推薦ニ依リ社長之ヲ總裁ニ稟申シテ委囑ス

第七條 委員本部ハ事務ニ關シテ協賛ヲ求ムル爲協賛員ヲ置クコトヲ得

協賛員ハ名譽職トシ其ノ委囑ノ手續ハ商議員ニ同シ

第八條 委員支部ハ必要ニ應シ協賛委員又ハ地方委員ヲ置クコトヲ得但シ地方委員ハ其ノ地方名ヲ冠
稱ス

協賛委員、地方委員ハ名譽職トシ支部長ノ推薦ニ依リ總長之ヲ委囑ス

第九條 委員本部ハ全部若ハ一部ノ社員總會ヲ開クコトヲ得

第十條 委員本部管掌ノ事項左ノ如シ

- 一、本社ノ主義ヲ普及セシメ社業ノ擴張ヲ圖ルコト
- 二、社員ノ入退其ノ他異動ニ關スル手續ヲ爲スコト
- 三、社員ノ名簿ヲ備ヘテ社員籍ヲ明ニスルコト
- 四、年釀金其ノ他ノ收入金ヲ收集スルコト

- 五、寄附金員物品ヲ受領スルコト
 - 六、會計ヲ經理スルコト
 - 七、日本赤十字社篤志看護婦人會支會ヲ監督スルコト
 - 八、患者救療及災害救護ニ從事スルコト
- 前項ノ目的ヲ達スル爲救護員及救護材料ヲ準備スルコト
- 附 則
- 第十一條 委員本部ニ於テ必要ト認ムルトキハ社長ノ承認ヲ經テ處務細則ヲ設クルコトヲ得

●日本赤十字社樺太委員部規則

明治四十二年十二月六日
本達乙第七號

改正

●大正四年十一月六日
本達乙第四號

日本赤十字社樺太委員部規則左ノ通相定ム

日本赤十字社樺太委員部規則

第一條 日本赤十字社樺太委員部ヲ樺太廳所在地ニ委員支部ヲ支廳所在地ニ置ク

委員支部ノ管轄區域ハ支廳ノ所轄區域ニ據ル

委員支部ハ其所在地名ヲ冠稱ス

第二條 委員部ニ左ノ職員ヲ置ク

委員總長 一名

各委員支部ノ事務ヲ總管ス

委員副總長 一名又ハ二名

委員總長ヲ佐ケ總長事故アルトキハ副總長ノ内一名便宜其職務ヲ代理ス

幹 事 若干名

委員總長ノ命ヲ受ケ庶務會計ヲ主掌ス

事務委員 若干名

書記 若干名

上長ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ從事ス

事務ノ都合ニ依リ雇員若干名ヲ置クコトヲ得

第三條 各委員支部ニ左ノ職員ヲ置ク
委員 長 一名

委員總長ノ命ヲ受ケ部務ヲ處理ス
事務委員 若干名

委員長ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ從事ス

第四條 委員總長、委員副總長ハ社長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ委囑ス
幹事、委員長ハ委員總長ノ推薦ニ依リ社長之ヲ委囑ス
事務委員ハ委員總長之ヲ委囑ス
書記ハ委員總長之ヲ命ス

第五條 委員部ハ全部又ハ一部ノ社員總會ヲ開クコトヲ得

第六條 委員部管掌ノ事項左ノ如シ

- 一、本社ノ主義ヲ普及セシメ有志者ヲ獎勵誘導シテ社業ノ擴張ヲ圖ルコト
- 二、社員ノ入退其他異動ニ關スル手續ヲ爲スコト
- 三、社員名簿ヲ備ヘテ社員籍ヲ明ニスルコト
- 四、年釀金其他ノ收入金ヲ收集スルコト
- 五、寄附ノ金員物品ヲ受領スルコト
- 六、會計ヲ經理スルコト

第七條 委員部ノ經費ハ年釀金並寄附金實收額ノ百分ノ八十及其他ノ收入ヲ以テ支辨スルモノトス

第八條 本規則ハ明治四十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

●日本赤十字社特別委員部規程

明治四十二年五月五日
本 達 乙 第 三 號

改正

●明治四十五年二月二十一日
本 達 乙 第 一 號

日本赤十字社特別委員部規程左ノ通相定ム

日本赤十字社特別委員部規程

第一條 海外ニ於テ社旨ヲ普及スル爲メ必要ト認ムル地ニ特別委員部ヲ置ク

特別委員部ハ其ノ所在地名ヲ冠稱ス

第二條 特別委員部ニ左ノ職員ヲ置ク

特別委員長 一名

事務委員 若干名

一切ノ部務ヲ處辨ス
特別委員長ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ從事ス

事務ノ都合ニ依リ雇員若干名ヲ置クコトヲ得

特別委員長ハ社長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ委囑ス

事務委員ハ特別委員長之ヲ囑託ス

第三條 特別委員部ハ必要ニ應シ協賛員若干名ヲ置クコトヲ得

協賛員ハ特別委員長ノ推薦ニ依リ社長之ヲ囑託ス

第四條 特別委員部管掌ノ事項左ノ如シ

- 一 入社ヲ勸誘シ其ノ申込アルトキハ入社申込書ヲ徴シ釀金ト共ニ之ヲ本部ニ送付シ締盟狀社員章ヲ得テ本人ニ傳達スルコト但シ社員章ハ豫送ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニハ毎年一月其ノ前年間に於ケル出納ヲ報告スルコト
- 二 社員退社ノ申込アルトキハ社員章ヲ回收シ退社届ト共ニ本部ニ送付スルコト

- 三 社員轉居改氏名死亡アルトキハ其ノ届書ヲ徴シ本部ニ申告スルコト但シ轉居ノ申告ニハ其ノ前住地ヲ併記スルコト
- 四 社員ノ年釐金ヲ徴收シ其ノ納付ヲ受クルトキハ之ヲ本部ニ送納シ受領證ヲ得テ本人ニ傳達スルコト
- 五 寄附ノ申込アルトキハ其ノ金品ヲ受領シ申込書ト共ニ本部ニ送付シ謝狀等ヲ得テ之ヲ本人ニ傳達スルコト
- 第五條 特別委員部ノ經費ヲ支辨スル爲メ收入金額百分ノ五十ヲ交付ス
- 第六條 金員送納ノ場合ハ送納金仕譯書^{第一號}及交付金ノ受領證^{第二號}添付ヲ要ス

第七條 本規程ハ明治四十二年九月一日ヨリ施行ス

第一號書式

送納金仕譯書

金高何程 別紙一人別仕譯書ノ通
 内金何圓也 百分ノ五十特別委員部費ト
 シテ別紙受領證ノ通控除
 一金何圓 送納額
 右之通送納候也
 明治 年 月 日
 日本赤十字社某地特別委員部
 委員長 何 某 印
 日本赤十字社第二部長 何 某 殿

第二號書式

受領證

一金何圓也 特別委員部費
 但シ收入金何圓ニ對スル百分ノ五十
 右正ニ受領候也
 明治 年 月 日
 日本赤十字社某地特別委員部
 委員長 何 某 印
 日本赤十字社第二部長 何 某 殿

第三章

職員囑解任免

現行 日本赤十字社例規類集第三章目次

○第三章 職員囑解任免

◎第一節 囑 解

● 支部職員推薦ニ關スル件……………一三三

● 支部職員囑託並解囑手續……………一三五

● 支部職員轉任ニ際シ解囑謝狀廢止ノ件……………一三七

● 官職ヲ有スル支部職員轉任ノ場合ハ辭令日時ト同時ニ解除及異動申請ノ件……………一三九

● 支部職員解囑申請方及解囑謝狀式……………一四一

● 支部商議員重任ノ場合取扱方ノ件……………一四三

◎第二節 任 免

● 支部主事任命申請方ノ件……………一四五

● 有給職員異動報告方ノ件……………一四七

● 日本赤十字社有給職員休職規則……………一四九

● 日本赤十字社有給職員休職規則施行方ノ件……………一五一

● 日本赤十字社有給職員休職規則第二條第四號ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニ俸給不足額支給ニ關スル件……………一五三

● 日本赤十字社有給職員懲戒規則……………一五五

● 日本赤十字社有給職員懲戒規則施行方ノ件……………一五七

○第三章 職員囑解任免

◎第一節 囑 解

●支部職員推薦ニ關スル件

明治二十九年七月廿日
文乙第二〇〇號(本社)

通牒

支部職員ノ御推薦等ニ際シテハ取扱上必要ニ付左記ノ通り御取計相成度尤從前モ此仕來リニテ素ヨリ御了知之義ニ候得共往往省略セラルル支部モ有之差支候ニ付尙此段爲念申進候也

記

- 一 御推薦書ニハ本人ノ官職業ヲ必ス記載有之度事
 - 一 社員資格ニテ轉居死亡其他異動御申告ノトキハ其職員資格ニテ必ス別途御申告有之度事
- (大正八年七月廿一日社第二六號職員又ハ社員死亡申告ニ關スル通牒參看)

●支部職員囑託并解囑手續

明治三十年一月廿七日
文乙第九二號(本社)

通牒

拜啓然ハ本社直屬ニ係ル支部職員囑託方之義ニ付手續別紙之通相定メ候間自今右ニ依リ御取扱相成度此段御通牒申進候也

地方職員囑託並解囑手續

- 一 支部長ノ囑託解囑ハ官報ニ依リ本社直ニ之ヲ取扱フモノトス
- 一 副長ノ囑託解囑ハ支部長ノ内申ニ依ルモノトス尤モ其轉任等ニ方リ解囑スル場合(新任地ニ於テ申
告ヲ得タルトキ)
- 一 舊任地ノ申告書未達ト雖モ本社ハ直チニ舊任地へ謝狀ヲ贈付スルモノトス
- 一 幹事以下ノ囑託解囑ハ總テ支部長ノ申告ニ依ルモノトス
- 一 職員ノ解任ハ謝狀交付ヲ以テ解囑トス
- 一 職員ノ解囑ニ係ル申告ハ必ス本人現時ノ位勳符ヲ記入スルモノトス

●官職ヲ有スル支部職員轉任ノ場合ハ辭令日時ト同時ニ

解除及異動申請ノ件

明治三十六年七月廿四日
一ノ一第八七號(社長)

通牒

本社直屬支部職員轉任ニ際シ再囑ノ場合ニ於ケル取扱方ニ關シテハ客年十一月文乙第一〇七九號及御通知置候處爾今官職ヲ有スル支部各職員ニシテ轉任ノ場合ハ本官轉任辭令日付ト同時ニ本社ノ囑託ハ解除ノ事ト御承知相成度尤職員(支部長ハ除ク)囑託並解除ノ御申告ハ日時ヲ經過セサル様可成速ニ異動ノ事由ヲ記シ御申告有之度此段及御通牒候也

●支部職員解囑申請方及解囑謝狀書式

明治三十九年十二月廿七日
内局第二三八號(本社)

通牒

本社直囑ノ支部名譽職員囑解申請方及解職謝狀書式ニ關シ自今左ノ通り相定候間御承知有之度候

一 支部職員解囑方申請ノ場合ハ其事由ヲ記載シ殊ニ本官轉任ノ者ニ在リテハ其轉任先ト職名トヲ記載スルコト

一 支部職員囑託申請ノ場合本官ヲ有スル者ニアリテハ新任職名及前任地並前任職名ヲ記載スルコト

一 解囑謝狀並追謝狀ニハ最後ニ囑託ノ職名ノミヲ記載スル例ナリシカ以後ハ前各職ヲ列記スルコトニ改ム其記載例左ノ如シ

囑託ニ支部以上ニ亘ル者ハ

日本赤十字社「東京大阪兩支部幹事並商議員」又ハ

同「京都北海道及臺灣各支部幹事」ノ類

囑託中云々

日本赤十字社「東京支部幹事並商議員」囑託中云々

追謝狀モ右ニ準ス(追謝狀明治四十一年五月、内局一〇九號ニ依リ廢止)

● 支部商議員重任ノ場合取扱方ノ件

大正五年五月十一日
秘書發第一五六號(社長)

通牒

支部商議員ノ改選ニ方リ重任者ニ對シテハ其ノ都度囑託書交付ノ例ニ有之候處自今新任ノ場合ノ外ハ
交付致ササルニ付支部長ヨリ本人ニ對シテ重任ノ旨ヲ通告シ其人名及重任年月日ヲ社長ニ報告相成度
此段申進候

◎第二節 任 免

●支部主事任命申請方ノ件

大正元年九月二十日
秘第六九號(副社長)

通 牒

今般支部規則改正常務幹事ヲ廢シ更ニ主事ヲ設置スルコトニ相成候ニ就テハ適任者御推薦尙ホ俸給辭令モ本部ヨリ交付可致候ニ付給與額御申告相成度候也

●日本赤十字社有給職員休職規則

大正五年七月十一日
本達甲第五號

改正

●大正七年四月十七日
本達甲第三號

●大正七年十一月一日
本達甲第九號

日本赤十字社有給職員休職規則左ノ通相定ム

日本赤十字社有給職員休職規則

第一條 本則ニ於テ職員ト稱スルハ日本赤十字社本部、支部、朝鮮本部、滿洲委員部、樺太委員部及病院ニ於ケル有給職員トス

第二條 職員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得

一、定員ノ改正ニ依リ過員ヲ生シタルトキ

二、事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ

三、傷疾又ハ疾病ニ罹リ缺勤六箇月ニ至リ尙ホ執務ニ堪ヘサルトキ

四、戰時又ハ時變ニ際シ本社救護員トシテ召集セラレ若ハ陸軍又ハ海軍ニ召集セラレタルトキ

五、外國留學ヲ命セラレタルトキ及特別ノ勤務若ハ學術研究ヲ命セラレ本務ヲ離ルルトキ

前項休職ノ期間ハ第一號及第二號ノ場合ニ在リテハ滿一箇年第三號ノ場合ニ在リテハ滿六箇月ト

シ第四號ノ場合ニ在リテハ召集中トシ、第五號ノ場合ニ在リテハ命令期間中トス

第三條 第二條第一號乃至第三號ニ依リ休職ヲ命シタル者ハ事務ノ都合ニ依リ復職ヲ命スルコトヲ得

同條第四號第五號ニ依リ休職ヲ命シタル者其事故止ミタルトキハ辭令ヲ用ヒスシテ復職ヲ命シタル

モノトス

第四條 第二條第一號乃至第三號ニ依リ休職ヲ命シ滿期ニ至リタルトキハ辭令ヲ用ヒスシテ退職ヲ命

シタルモノトス

第五條 第二條第一號乃至第三號ニ依リ休職ヲ命シタル者ニハ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ支給ス
同條第四號ニ依リ休職ヲ命セラレタル者本社ニ召集セラレタル者ヲ除クニシテ陸海軍ヨリ受クル俸給又ハ給料ノ月額休職ヲ命セラレタル當時ノ俸給月額ヨリ寡少ナルトキハ休職中其ノ不足額ニ相當スル金額以內ヲ支給スルコトヲ得

第六條 本則施行ニ關スル細則ハ社長之ヲ定ム

附 則

第七條 本則ハ大正五年七月十一日ヨリ之ヲ施行ス

●日本赤十字社有給職員休職規則施行方ノ件

大正五年八月三日
秘書發第二三八號(社長)

- 第一、支部病院、結核療養所、同保養所、救護員養成所、常設救護所ノ職員ハ支部職員、又滿洲委員部奉天病院及救療所ノ職員ハ滿洲委員部職員ニ包含ス
- 第二、支部長、總長、本社病院長ハ社長ノ任命ニ係ル職員ニ休職又ハ復職ヲ命セントスルトキハ休職規則第二條第三條所定ノ該當事由ヲ具シテ社長ニ稟申スルヲ要ス
- 第三、陸軍又ハ海軍ニ召集セラレタルニ依リ休職ヲ命シタル者ハ本人ヨリ其ノ事故止ミタル旨ノ届出ヲ領知シタル日ヲ以テ復職ヲ命シタルモノトス
- 第四、休職ヲ命シタル者ノ俸給支給法左ノ如シ
 - 一、休職ヲ命シタル者ノ其ノ月分ノ俸給ハ發令ノ翌日ヨリ日割ヲ以テ支給ス
 - 二、病氣又ハ私事ノ故障ニ依リ俸給ノ半額ヲ減セラレタル者休職トナリタルトキハ其ノ全俸給額(年俸ハ月割額)ノ三分ノ一ヲ支給ス
 - 三、休職中退職、廢職、死亡シタル者ニハ其ノ月分ノ休職俸給全額ヲ支給ス

●日本赤十字社有給職員休職規則第二條第四號ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニ俸給不足額支給ニ關スル件

大正七年十一月二日
本達乙第一號

日本赤十字社有給職員休職規則第二條第四號ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニ俸給不足額ヲ支給セントスルトキハ左ノ規定ニ據ルヘシ

- 一 休職ヲ命セラレタル當時ノ俸給月額ト陸海軍ヨリ受クル俸給又ハ給料ノ月額トヲ對照シ其ノ不足額ニ相當スル金額ノ三分ノ二ヲ支給ス但月額百圓ヲ超ユルコトヲ得ス
- 二 休職ヲ命セラレタル當時ノ俸給月額五拾圓未滿ノ者ニ對シテハ生計ノ情狀如何ニ依リ前項不足額ノ全額マテニ達セシムルコトヲ得

●日本赤十字社有給職員懲戒規則

大正五年七月十一日
本 達 甲 第 六 號

日本赤十字社有給職員懲戒規則左ノ通相定ム

日本赤十字社有給職員懲戒規則

第一條 本則ニ於テ職員ト稱スルハ日本赤十字社本部、支部、朝鮮本部、滿洲委員部、樺太委員部及病院ニ於ケル有給職員トス

病院及看護婦外勤部ニ勤務スル看護婦ハ有給職員ニ準ス

第二條 懲戒委員會ヲ本部、支部、朝鮮本部、滿洲委員部、樺太委員部及本社病院ニ置ク

第三條 職員ノ懲戒ヲ受クヘキ場合左ノ如シ

一、職務上ノ規定ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ

二、職務ノ内外ヲ問ハス職員タル體面ヲ瀆シ又ハ信用ヲ失フヘキ所爲アリタルトキ

第四條 懲戒ハ左ノ如シ

一、解 職

二、減 俸

三、譴 責

第五條 減俸ハ一箇月以上六箇月以下トシ月俸(年俸ハ月割額)ノ三分ノ一以下ヲ減ス

第六條 懲戒ハ懲戒委員會ノ議決ニ依リ主事又ハ看護婦監督以上ハ社長之ヲ行ヒ書記又ハ看護婦長以下ハ所屬長(本部ニ在リテハ副社長(故參)、支部長、朝鮮本部總長、滿洲委員部總長、樺太委員部總長、本社病院長(以下)之ヲ行フ)所屬長懲戒ヲ行ヒタルトキハ其ノ顛末ヲ具シ社長ニ報告スヘシ

第七條 懲戒委員會ハ委員長一人委員四人ヲ以テ組織ス但シ必要ニ依リ臨時増員スルコトヲ得

第八條 懲戒委員長ハ本社理事、支部副長、朝鮮本部副總長、滿洲委員部副總長、樺太委員部副總長
本社病院副院長ヲ以テ之ニ充ツ但同職二名以上アルトキハ故參ノ者トス

懲戒委員ハ所屬長ノ申請ニ依リ社長之ヲ命ス

懲戒委員會ニ書記ヲ置ク書記ハ所屬長之ヲ命ス

第九條 懲戒委員會ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス

第十條 所屬長懲戒ニ附スヘキ者アリト思料スルトキハ證據ヲ具ヘ書面ヲ以テ懲戒委員會ノ審査ニ附
スルモノトス

轉任者前任中ノ行爲ニ付懲戒ニ附スヘキトキハ前任ノ所屬長前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第十一條 懲戒委員會ニ於テ議決ヲ爲シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ所屬長ニ覆申スヘシ

第十二條 災害救護及特別ノ勤務ニ服スル者ノ懲戒ハ本則ヲ準用ス

第十三條 本則施行ニ關スル細則ハ社長之ヲ定ム

附 則

第十四條 本則ハ大正五年七月十一日ヨリ之ヲ施行ス

●日本赤十字社有給職員懲戒規則施行方ノ件

大正五年八月三日
秘書發第二三八號(社長)

第一、支部病院、結核療養所、同保養所、救護員養成所、常設救護所ノ職員ハ支部職員、又滿洲委員
部奉天病院及救療所ノ職員ハ滿洲委員部職員ニ包含ス

第二、懲戒委員會ノ議決前懲戒ニ附スヘキ者ニ對シ刑事訴追ノ始マリタルトキハ其ノ終了マテ審査ヲ
停止ス

第三、懲戒委員ハ自己又ハ其ノ親族ニ關スル事件ノ會議ニ參與スルコトヲ得ス

第四、所屬長ハ社長ノ任命ニ係ル職員ノ懲戒ニ關シ懲戒委員會ノ覆申ヲ受ケタルトキハ社長ニ稟申ス
ルヲ要ス

第五、所屬長ハ懲戒規則第六條ニ依リ懲戒ヲ行ヒタルトキハ其ノ年月日、懲戒ノ種類、懲戒ノ理由(摘
要)職名氏名ヲ社長ニ報告スルヲ要ス

第六、轉任者ノ懲戒ニ付前任ノ所屬長ハ懲戒委員會ノ覆申ヲ受ケタルトキハ現任ノ所屬長ニ移送スヘ
シ

現任ノ所屬長右ノ移送ヲ受ケタルトキハ前記ノ第四又ハ懲戒規則第六條第二項ニ依リ之ヲ處理スヘ
シ

第七、臨時ニ増員シタル懲戒委員ハ當該事件ノ終結シタルトキ辭令ヲ用ヒシテ解任シタルモノトス

第八、懲戒委員會ハ必要ニ依リ所屬長ノ同意ヲ得テ本人又ハ關係者ニ書面ヲ發シ若ハ出頭ヲ求ムルコ
トヲ得此ノ場合ニ於テ本人ヨリ請求アルトキハ相當ノ旅費ヲ支給ス

第九、日給ヲ受クル者ノ罰俸ハ三十日分ヲ以テ一箇月トス

第十、懲戒ニ依リ減俸執行中退職廢職死亡シタル者ニハ其ノ月分ノ俸給全額ヲ支給ス

第四章

社員

Faint, illegible text within a rectangular border, likely bleed-through from the reverse side of the page.

現行 日本赤十字社例規類集第四章目次

○第四章 社員

◎第一節 入社

● 日本赤十字社員取扱規程	一五九
● 入社ノ人名申告ニ不及ノ件	一七一
● 日本赤十字社社員心得	一七三
● 正社員縮盟狀及特別社員推薦狀書式ノ件	一七五
● 縮盟狀紛失等ニ依リ再授ノ場合ハ謄本ニ裏書交付ノ件	一七七
● 寺院名義ノ入社ハ承認致シ難キ件	一七九
● 私人ノ入社ハ承認セサル件	一八一
● 資格變換再加盟者退社員等取扱方ノ件	一八三
◎第二節 社員章 記章	
● 日本赤十字社有功章社員章條例	一八五
● 日本赤十字社有功章社員章佩用者心得	一八七
● 社員章ハ一期以上年釀金ノ納付ヲ待テ交付ノ件	一八九
● 社員章ヲ代人ニ佩用セシメサル件	一九一
● 上級ノ社員章ヲ受クルトキハ下級ノモノハ返却スヘキ件	一九三
● 返納社員章取扱方ノ件	一九五
● 有功章社員章ヲ遺失紛失等ノ狀況天災ト同視スヘキモノハ支部ニ於テ審査ノ	

上再授ノ件 一九七

●社員章類再交付取扱方ノ件 一九九

●有功章及社員章再交付ノ場合ニ於ケル價格ノ件 二〇一

●遺失社員章拾得ノ場合警視廳等取扱方ノ件 二〇三

●遺失物等ニ關シ社員章取扱方ノ件 二〇五

●社員章拾得者ニ報勞金贈與ノ件 二〇七

●報勞金ニ對スル領收證ヲ得難キ場合取扱方ノ件 二〇九

●報勞金ヲ要セサル拾得社員章返還ニ對スル領收證ノ件 二一一

●戰時陸軍赤十字臂章ノ件 二一三

●勳章記章褒章佩用取締ニ關スル件 二一五

●赤十字記章名稱等使用者處罰ノ件 二一七

●白地ニ赤十字ノ記章又ハ赤十字若ハ「ジュネヴァ」十字ノ稱號若ハ文字等ヲ商標ニ登録セサル件 二一九

●明治三十七八年戰役救護紀念章程 二二一

●救護紀念章佩用方ノ件 二二三

●救護紀念章ノ殘品ヲ紛失落失者等ニ無償交付ノ件 二二五

●二十五年紀祝典紀念章取扱心得 二二七

●二十五年紀祝典紀念章ヲ交付セシモノニシテ退社死亡除名遺失盜難火災ニ罹ル取扱方ノ件 二二九

●社員章類其他豫送印刷物等ノ拂出記帳方ノ件 二三一

◎第三節 表彰

●功勞者ニ對シ有功章授與特別社員ニ推薦木杯謝狀贈與方申請様式 二三九

●功勞者ニ對スル謝狀様式ノ件 二四五

●功勞者ニ對シ有功章授與稟申書式ノ件 二四七

●篤志表彰内規及稟申書式 二四九

●金貳拾五圓未滿ノ金品寄贈者表彰方支部長ニ委任並報告方ノ件 二五五

●金貳拾五圓未滿ノ金品寄贈者報告方ノ件 二五七

●金貳拾五圓未滿ノ金品寄贈者ニ贈與スヘキ謝狀區分ノ件 二五九

●社員篤志表彰章程 二六一

●社員篤志表彰贈與稟申方ノ件 二六三

●私財金壹萬圓以上ノ金圓寄附者アリタルトキ報告方ノ件 二六五

●褒狀授與ノ件 二六七

●篤志者ノ事蹟通報ノ件 二六九

◎第四節 弔慰

●功勞者及職員死亡弔慰方法 二七一

●弔慰方法中ノ弔詞ハ支部ニ於テ調製及文例ノ件 二七五

●職員又ハ社員死亡申告ノ際弔詞寫及弔詞贈付ノ日付等報告廢止並同申告書ニハ職名及社員資格併記ノ件 二七七

○第四章 社員

◎第一節 入社

●日本赤十字社社員取扱規程

明治四十一年二月一日
本達乙第一號(社長)

改正

●大正五年十月二十日
本達乙第三號

明治三十五年二月廿六日改正日本赤十字社支部細則及明治三十九年十二月三日制定日本赤十字社關東州、奉天、營口、安東縣、韓國委員部細則ヲ廢シ日本赤十字社社員取扱規程左ノ通り相定ム

日本赤十字社社員取扱規程

第一條 入社ノ申込ヲ爲ス者アルトキハ申込書(第一號)ヲ徵シ其人名ヲ社長ニ申告(第二號)シ縮盟狀社員章ヲ交付スヘシ

縮盟狀社員章ハ本部ヨリ送付ヲ受ケ其出納ハ一年ヲ三期(自一月)至四月(自五月)至八月(自九月)至十二月ニ分チ本部ニ報告(第三號)スヘシ

第二條 社員退社ノ申込アルトキハ支部長、委員總長又ハ特別委員長ハ社員章ヲ回收シ本部ニ返還スヘシ

第三條 社員ノ除名ハ其事由ヲ具申(第四號)シ處分ヲ經テ社員章ヲ回收シ本部ニ返還スヘシ

第四條 社員名簿ニハ左ノ各號ノ事項ヲ記入スルヲ要ス
一、氏名(變更シタルトキハ其年月日)
二、本籍(同前)

- 三、現住所(同前)
 - 四、入社年月日
 - 五、社員資格(變更シタルトキハ其年月日)
 - 六、他所管ヨリ轉入シタル年月日
 - 七、再加盟ノ者ハ其年月日元退社ノ年月日他所管ニテ退社シタル者ナルトキハ當時ノ所管名
 - 八、年釀金額(増減シタルト)又ハ一時出金額
 - 九、年釀金完納年月
- 本名簿ヲ以テ年釀金臺帳ニ兼用スルトキハ前諸項ノ外年釀金收納ヲ記入スヘシ
- 他所管へ轉出及退社除名死亡ハ其年月日ヲ記入シ別冊ニナスヘシ
- 第五條 甲所管在住ノ社員乙所管ニ轉住シタルトキハ甲所管ハ第五號書式ノ送籍通告書ヲ乙所管ニ送付シ乙所管ハ第六號書式ノ入籍通告書ヲ甲所管ニ送り甲所管ハ其通告書ヲ得テ社員名簿ヲ除クヘシ
- 甲所管在住ノ社員乙所管へノミ其届出ヲナシタルトキハ之ヲ甲所管ニ送付シテ前項ノ手續ヲナスヘシ
- 第六條 名譽社員特別社員ニシテ左記ノ異動アルトキハ第七號書式ニ依リ本部ニ申告スヘシ
- 一、他所管ヨリ入籍年月日
 - 二、氏名變更及其年月日
 - 三、死亡及其年月日
- 第七條 毎月社員ノ統計ハ翌月十日限り本部ニ報告(第八號書式)スヘシ
- 第一號書式ノ一(用紙適宜)
- 入社申込書

貴社報國恤兵ノ主義ニ協同入社致度候條宜シク御取計有之度候也

本籍
現住所

位勳
等功
級

爵
何

某

明治 年 月 日

日本赤十字社御中

追テ本文入社ノ上ハ拾ケ年間々々金何 圓出金可致候也

第一號書式ノ二(用紙適宜)

入 社 報 名 單

茲者賛同貴社博愛恤兵之宗旨情願入社即希查照辦理特立此單爲據

年 年
月 月
日 日

原住
籍址
官街

何

某

日本赤十字社 臺照
再者入社之後即當捐納金

圓不悞

第一號書式ノ三(用紙適宜)

APPLICATION

To the President of the Red Cross
Society of Japan.

Dear Sir:—

As I am in sympathy with the philanthropical principles of
your Society, I hereby beg to offer myself as a member.

I wish to pay *yen*.....as a life subscription.

To subscribe annually *yen*.....for ten years.

Yours truly,

.....

.....Igo

Domicile :.....

Residence :.....

Title, Names in full :.....

第二號書式(用紙半紙)

明治 年 月 日

日本赤十字社長爵何某殿

何月中入社員申告

何支部長(何委員總長)爵何某印

右及申告候也

第三號書式(用紙半紙)

明治 年 月 日

日本赤十字社御中

何月中縮盟狀社員章出納報告

何支部(何委員部、何特別委員部)圖

再加盟 爵
計 何 何 何
何 人

某 某 某

注意
縮盟狀書
損等ノ場
合ハ其枚
數ヲ備考
欄ニ記載
スヘシ

品目	受		支		拂	差引現返還社 任高員章數	備考
	前期ヨリ遷	受高計	入社員再授者	計			
縮盟狀							
男正社員章							
女正社員章							
何々							

